

土浦市 多文化共生推進プラン

～市民協働による多文化共生のまちづくり～



市民協働による

多文化共生のまちづくりをめざして

土浦市長 中川 清



本市では、平成2年の入管法の改正以降、外国人市民の滞在長期化や定住化が進み、現在、市の人口の2.3%を占める約3,300人の外国人市民の方々が住んでおります。

平成24年の7月には、外国人市民の利便の増進及び市町村行政の合理化を図るため、外国人登録制度が廃止され、外国人市民にも住民票が作成されるようになりました。

一方、日本を訪れた外国人旅行者やビジネスマンの数は、リーマンショックや東日本大震災の影響で一時落ち込んだこともありましたが、昨年、1,300万人の大台を突破し、この2年間で約500万人も増加しております。こうした背景には、訪日ビザの緩和や消費税免税品の対象拡大、急速な円安などが追い風になっていると言われ、外国人観光客などを誘致することは、景気への効果や地方経済への活性化にもつながるものとして期待が高まっております。

さらに、2020年東京オリンピックの開催に向けた建設分野の外国人技能実習修了者の時限的受入れや新たな在留資格の創設など、これを新たな契機として、より一層の誘客活動や受入れが進められることと思っております。

こうしたこと以外にも、国が50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持するという目標を定めたことや地方における人口減少、そして“消滅”への危機意識の高まりなどから、外国人の日本への定住化が、今後ますます進むことが十分考えられております。

本市におきましても、既に外国人市民の滞在長期化や定住化が進んでおり、外国人市民も同じ土浦市民として、それぞれの異なる文化や考え方をお互いに理解し合い、共に支え合う地域づくりを進める多文化共生社会の実現を目指していく必要があります。

このような状況を踏まえ、昨年度は、外国人市民に対する実態調査や日本人市民に対する意識調査などを実施し、現状把握や課題の整理を行いました。今年度にかけては、多方面の皆様方からのご意見をいただきながら、課題解決のために必要となる施策を反映し、この度「土浦市多文化共生推進プラン」を策定したところであります。

今後におきましても、行政の取り組みに加えて、市民や企業、関係機関・団体など多文化共生の担い手と連携を深め、協働による多文化共生のまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定に当たり、熱心にご検討いただきました土浦市多文化共生推進プランの策定委員をはじめ、関係各位の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成27年3月

目次

第1章 プラン策定の目的と背景

1 多文化共生推進プラン策定の目的	3
2 多文化共生推進プラン策定の背景	3
3 土浦市が多文化共生を推進する意義	4
4 土浦市における外国人市民の現状	5
5 土浦市の国際化推進の取り組み	7
6 外国人市民の増加に伴う主な課題	10

第2章 プランの策定にあたって

1 策定の趣旨	13
2 計画の位置づけ	13
3 計画の期間	13
4 土浦市がめざす多文化共生のまちづくりの考え方	14
5 多文化共生の推進における担い手の役割	14
6 用語の定義	15

第3章 多文化共生推進プランの内容

1 基本理念	19
2 基本目標と施策の柱	19
3 多文化共生推進プランの戦略	21
4 施策の体系	22
5 施策の方向性	
◆基本目標Ⅰ 外国人市民と日本人市民が共有し合うまちづくり	24
（1）コミュニケーション支援	
①情報の多言語化	
②日本語学習支援	
③日本社会についての学習支援	
◆基本目標Ⅱ 外国人市民も日本人市民も安心して暮らせるまちづくり	29
（2）生活支援	
①生活全般	
②居住	
③教育	
④労働	
⑤医療・保健・福祉	
⑥防犯・防災	
◆基本目標Ⅲ 外国人市民も日本人市民も共に協力して進めるまちづくり	40
（3）多文化共生の地域づくり	
①多文化共生意識の啓発	
②外国人市民の自立と地域社会への参画	
◆基本目標Ⅳ 多様性を活力に生かすまちづくり	44
（4）多文化共生の推進体制の整備	
①自治体の推進体制の整備	
②地域における各主体の役割分担と連携・協働	

<参考資料>

1 「土浦市多文化共生に関する市民意識調査」のまとめ	51
2 「土浦市外国人市民等実態調査」のまとめ	56
3 「地域における外国人市民に関するアンケート」のまとめ	65
4 土浦市多文化共生推進プラン策定までの経過	69
5 土浦市多文化共生推進プラン（案）に対する意見募集の実施	70
6 土浦市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱	71
7 土浦市多文化共生推進プラン策定委員会委員名簿	73

第 1 章

プラン策定の目的と背景

第1章 プラン策定の目的と背景

1 多文化共生推進プラン策定の目的

異なる文化的な背景を持つ外国人市民と日本人市民が同じ土浦市民として互いに尊重し、共に支え合いながら暮らしていけるまちづくりの指針となる「多文化共生推進プラン」を策定します。

「多文化共生」とは：

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくこと」
総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より

2 多文化共生推進プラン策定の背景

- ◆平成2年以降、外国人市民が著しく増加し、定住化傾向が進む。
- ◆平成18年3月、総務省が「地域における多文化共生推進プラン」策定。
- ◆平成24年7月、入管法が改正され、「外国人登録制度」が廃止。

国では、地方自治体における多文化共生施策の推進に関する指針及び計画策定のために、平成18年3月、総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、従来の「国際交流」や「国際協力」に加え、「多文化共生」を柱として地域の国際化を推進していこうとしています。

土浦市における外国人市民数は、出入国管理及び難民認定法(いわゆる入管法)の改正法が施行された平成2年以降、著しく増加しました。平成20年秋の世界的な経済危機以降の雇用情勢の悪化や平成23年の東日本大震災の影響などにより、ピーク時よりは減少しましたが、それでも、平成26年3月末現在、市の総人口の約2.3%を占める3,310人の外国人市民が住んでいます。

今後は、少子高齢化による生産年齢人口の減少や外国人に関する法制度の整備などにより、長期的には外国人市民の増加や定住化が進むものと推測されます。

こうした外国人市民の定住化が進む中で、平成24年7月、外国人市民の利便の増進及び市町村行政の合理化を図るため、新しい在留管理制度が導入されて、外国人登録制度が廃止となり、外国人市民にも住民票が作成されることになりました。

そのため、外国人市民には、日本人市民と同様に法律や条例などを遵守し、納税の義務を果たしてもらおう一方で、自立の支援や地域で暮らしやすい環境を整えるなど、国籍や民族などの違いにかかわらず、同じ土浦市民として共に支え合っ
て暮らしていける「多文化共生のまちづくり」を推進していくことが、大変重要
になりました。

また、多文化共生のまちづくりを進めることは、様々な文化や考え方を持った
市民が、地域活動に参加することで交流や連携が深まり、誰もが安心して暮らし
やすいまちづくりにもつながります。

こうしたことから、多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施していくため
に、まずは、外国人市民を取り巻く現状や課題、多文化共生に関わるニーズなど
についての調査・分析を行い、日本人市民や外国人市民、企業、関係機関・団体
と行政が協働により、多文化共生社会の実現に向けた指針となる、『土浦市多文化
共生推進プラン』を策定していくものです。

3 土浦市が多文化共生を推進する意義

(1) 外国人市民の市への受入れ主体としての責任

入国した外国人の市への受入れ主体として、行政サービスを提供する役割を担
うのは主として市であり、多文化共生施策の担い手として果たす役割は大きなも
のとなります。

(2) 外国人市民の人権保障

土浦市が多文化共生施策を推進することは、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条
約」などにおける外国人の人権尊重の趣旨に合致します。

(3) 地域の活性化

世界に開かれた地域社会づくりを推進することによって、地域社会の活性化が
もたらされ、地域産業・経済の振興につながるものです。

(4) 市民の異文化理解力の向上

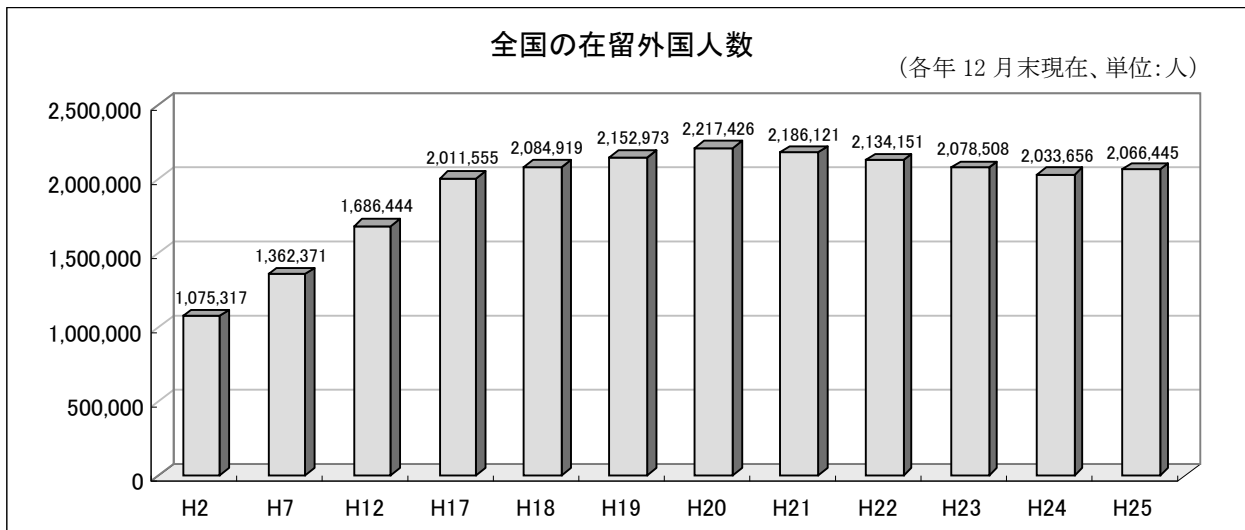
多文化共生のまちづくりを進めることで、市民の異文化理解力の向上や異文化
コミュニケーション力に秀でた若い世代の育成を図ることが可能となります。

(5) ユニバーサルデザインのまちづくり

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を
築こうとしながら、地域社会の担い手として共に生きていくような地域づくりの
推進は、「ユニバーサルデザイン」の視点からのまちづくりを推進するものです。

4 土浦市における外国人市民の現状

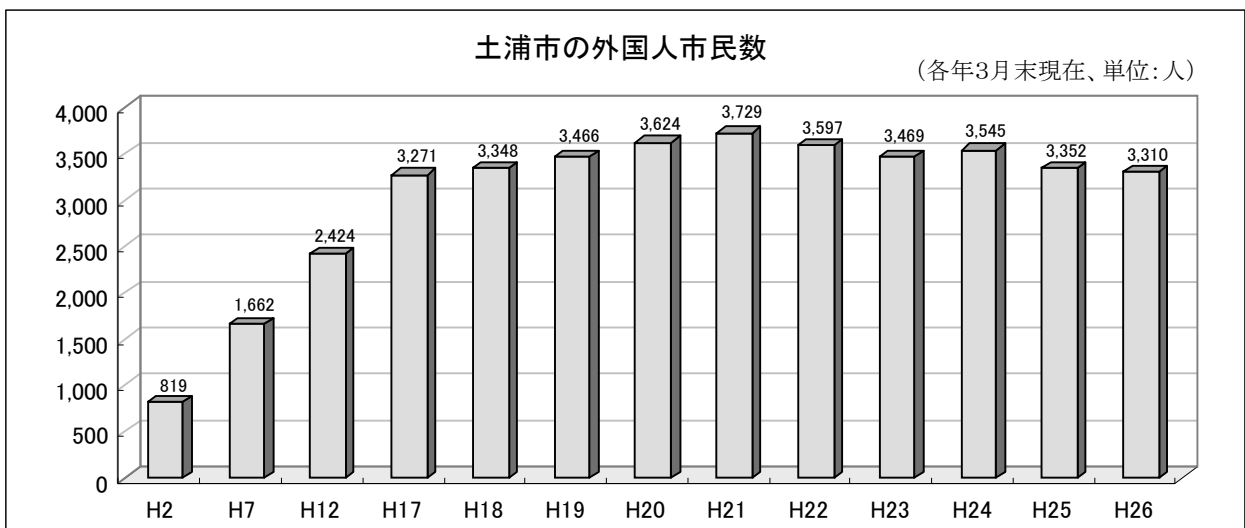
<日本における外国人の現状>



注：平成23年までは外国人登録者数。平成24年以降は在留外国人数（外国人登録者数から在留資格が「短期滞在」「未取得者」「一時庇護」「その他」の者を除いた数）。

全国の外国人数は、日本の総人口の約1.6%を占めています。これまで一番多かった平成20年と比較すると減少していますが、これは、不況による雇用情勢の悪化や東日本大震災の影響が考えられます。それでも、平成2年と比べて約2倍、約100万人の増となっています。

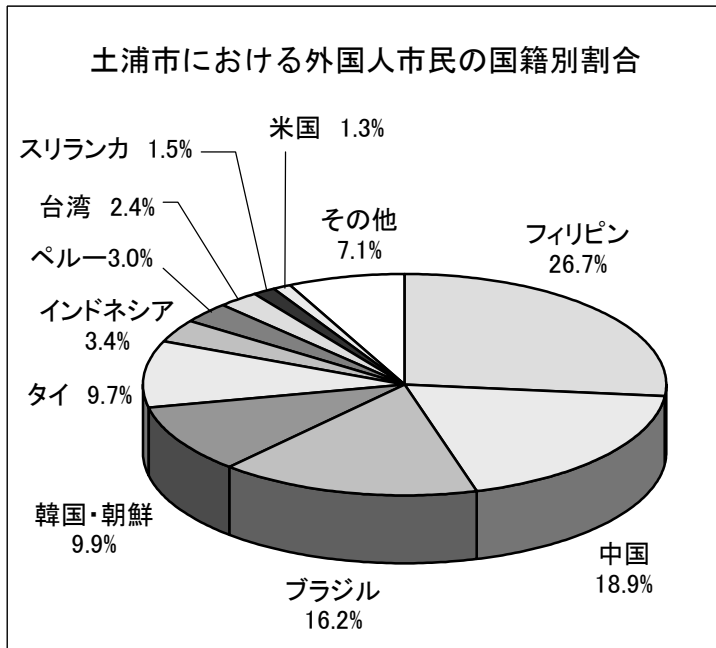
<土浦市における外国人市民の現状>



土浦市の外国人市民数は、ピーク時には3,729人にまで増えました。その後、不況による雇用情勢の悪化や東日本大震災の影響で減少しましたが、現在、市の総人口の約2.3%を占める外国人市民が住んでいて、平成2年の819人と比較して約4倍、約2,500人の増加となっています。

<土浦市における国籍別外国人市民数>

平成 26 年3月末現在

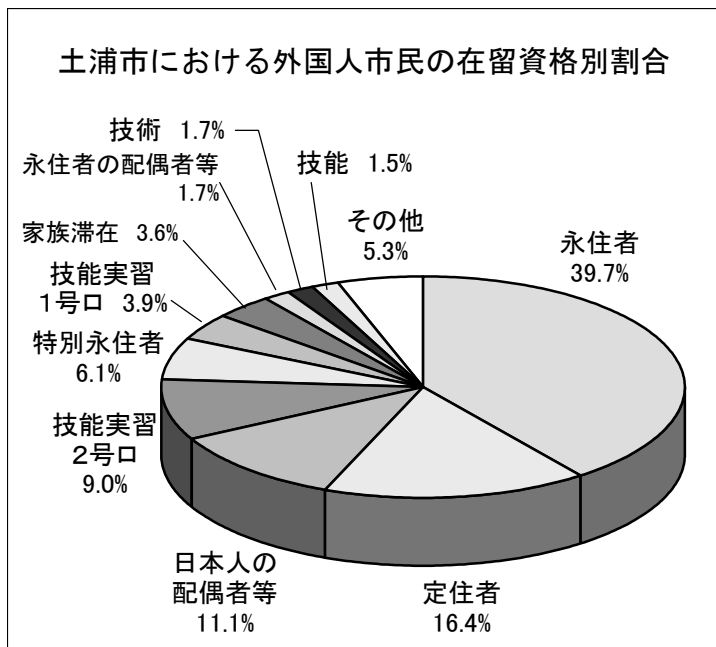


順位	国 籍	人数
1	フィリピン	883
2	中国	626
3	ブラジル	536
4	韓国・朝鮮	327
5	タイ	322
6	インドネシア	113
7	ペルー	99
8	台湾	79
9	スリランカ	48
10	米国	42
	その他	235
合計		3,310

平成 2 年の入管法の改正以降、ブラジル国籍の人が長期間 1 位を占めてきましたが、一方で、フィリピンや中国国籍が増加し、現在では、フィリピン、中国、ブラジル国籍の人が全体の 6 割以上を占めています。

<土浦市における在留資格別外国人市民数>

平成 26 年3月末現在



順位	在留資格	人数
1	永住者	1,313
2	定住者	543
3	日本人の配偶者等	367
4	技能実習2号口	297
5	特別永住者	202
6	技能実習1号口	129
7	家族滞在	120
8	永住者の配偶者等	56
9	技術	55
10	技能	51
	その他	177
合計		3,310

以前は日本人の配偶者等が多くを占めてきましたが、平成 19 年頃から永住者が増え、現在では、永住者、定住者、日本人の配偶者等の順になっていて、これらの在留資格の合計が全体の 7 割近くになり、滞在の長期化が伺えます。これは、国や県の比率よりも高く、長期滞在者が多い状況にあります。

5 土浦市の国際化推進の取り組み

市民の国際感覚と国際理解の促進

土浦市に居住する外国人市民は、滞在の長期化や家族滞在などの傾向にあり、地域社会への定住化が進んでいます。こうした国際化が進行する中で、異なる文化や考え方を互いに理解し合い、豊かな国際感覚を持つ人材を育成するためには、市民レベルでの幅広い国際交流が重要です。友好都市であるドイツ・フリードリッヒスハーフェン市との交流に加え、平成21年4月には、中学生交換交流事業をきっかけとしてアメリカ・パロアルト市と姉妹都市の締結を行いました。今後は、姉妹都市交流などを通じてさらに国際理解を深める必要があります。

平成26年3月末現在、土浦市に居住する外国人市民は3,310人で、人口の約2.3%を占めています。外国人市民が多く居住する一部の地域では、日本人市民との生活習慣の違いなどによるトラブルが課題となっています。今後、外国人市民も同じ土浦市民として、それぞれの異なる文化や考え方をお互いに理解し合い、共に地域づくりをしていくことが求められています。

また、市民の幅広い視野と豊かな国際感覚の育成のため、社会体験や姉妹都市などとの交流を進めるとともに、異なる文化や考え方を認め合う多文化共生社会の実現のため、外国人市民との交流の機会づくりや国際理解の学習を推進することが重要です。

(1) 国際交流の推進

国際理解のための講座やイベントなどを通して、市民の国際感覚を高め、国際相互理解を推進します。

また、姉妹都市パロアルト市や友好都市フリードリッヒスハーフェン市との関係を深め、より一層、交流の充実を図ります。

(2) 多文化共生の推進

土浦市に居住する外国人市民が、安心して暮らせる環境づくりをめざして、民間団体による日本語教室の開催や外国語ハンドブック（6か国語）の充実、行政情報の翻訳などを進めます。

また、外国人市民の地域社会への参加を促し、異文化に対する相互理解を図ります。

(3) 国際理解の推進

「土浦市国際交流協会」などの民間団体と連携し、中学生の交換交流や市民の国際理解を深めるための講座「国際理解教室（世界の友達と話そう）」の実施などにより、市民の国際化に対応する能力の向上を図ります。

姉妹都市との交流

姉妹都市アメリカ合衆国カリフォルニア州パロアルト市とは、平成5（1993）年、旧新治村内に竣工したパロアルト市に本社のある企業の協力により、ホームステイを中心とした派遣事業を開始しました。さらに、平成7（1995）年からは、パロアルト市中学校の日本語教師のボランティアにより、交換交流を行ってきたことがきっかけとなり、平成21（2009）年、姉妹都市になりました。現在は、両市の中学生がホームステイをしながら学校訪問などを行う中学生交換交流事業や「かすみがうらマラソン大会」における招待選手との交流、パロアルト市で開催される「日本／土浦まつり」への市民訪問団派遣など、様々な分野での交流を行っています。



←「日本／土浦まつり」
市民訪問団派遣



中学生交換交流事業→
パロアルト市派遣

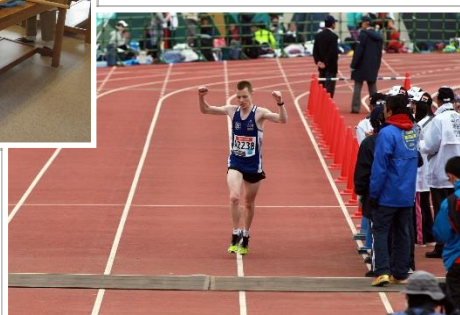


友好都市との交流

友好都市ドイツ連邦共和国バーデン・ヴュルテンベルグ州フリードリッヒスハーフェン市とは、昭和4（1929）年、フリードリッヒスハーフェン市で製造された飛行船ツェッペリン伯号が、世界一周の途中で土浦に飛来したことが交流の始まりで、さらに、フリードリッヒスハーフェン市はボーデン湖、土浦市は霞ヶ浦と、いずれも湖に面し、両市とも湖の水質浄化を目指しているなどの理由から、現在は、「かすみがうらマラソン大会」における招待選手との交流などを行っています。



←かすみがうらマラソン
招待選手とのそば打ち交流



かすみがうらマラソンで→
力走する招待選手



土浦市国際交流協会の取り組み

平成4（1992）年に設立された民間交流団体「土浦市国際交流協会」では、各種交流事業などを実施しており、市の補助金及び協会の自主財源によって運営されています。

○国際交流事業

- ・キララまつり七夕おどり参加
- ・中高生と外国人のクッキング交流
- ・国際協力出前講座



キララまつり七夕おどり参加



中高生と外国人のクッキング交流

○姉妹都市及び友好都市交流事業

- ・中学生交換交流事業
- ・かすみがうらマラソン姉妹・友好都市招待選手との交流



中学生交換交流事業



かすみがうらマラソン姉妹都市・友好都市招待選手との交流

○多文化共生事業

- ・日本語教室
- ・日本語ボランティア養成講座
- ・多国語講座
- ・地域ふれあい事業
- ・国際交流ボランティアの活用



地域ふれあい事業



日本語教室

○広報事業

- ・ニュースレター発行
- ・カレーフェスティバル参加
- ・ホームページ管理運営



カレーフェスティバル参加



ニュースレター発行

6 外国人市民の増加に伴う主な課題

市の現状や平成 25 年度に実施した日本人市民、外国人市民等、町内会へのアンケート調査の結果から次のような課題が挙げられます。

地 域

- 外国人市民が地域でのルールを学び、理解する機会が少ない。
- 日本で生活する中で、言葉に関する困りごとが非常に多いが、多言語での情報が少ない。
- 日本人市民は、イベントや講座などで外国人市民や外国の文化、言語と触れ合う機会を望んでいる。
- ごみ出しのマナーや騒音など、日本の文化や生活習慣の違いを理解していない外国人市民が多く、言葉も通じず、対応が難しいと感じている町内が多い。
- 外国人市民が増えることで「トラブルが増える」「治安が悪化する」等のマイナスイメージを抱く日本人市民が多い。
- 言葉の問題などから町内会に加入していない人が多いため、地域から生活情報が得にくい。

居 住

- 日本の不動産の賃貸契約や売買取引などが分かりにくい。
- 不動産を借りる際、一部に外国人という理由だけで入居を断られる場合がある。

教 育

- 日本の教育費が高いことに加え、日本語能力の問題などから子どもが進学することへの不安を感じている人が多い。
- 独学で日本語を学習する傾向が強く、開催場所や時間などの問題から「日本語教室」に通う人は少ない。

労 働

- 日本人市民と待遇面で差があることへの不満や日本語の就職情報が分からないと感じている。
- 言葉の問題などから就労が難しいことに加え、就労できても定着できず離職してしまうことがある。

医療・保健・福祉

- 健康保険や年金制度への加入率は日本人市民よりも低く、未加入者が多い。
- 日本の医療制度自体が分かりづらいことに加えて、言葉の問題から病院で受診する際に不便さと不安を感じている。
- 医療・保健・福祉制度に関する基本的な情報が伝わっていない。

防犯・防災

- 防犯や交通安全に関する情報が伝わっていない。
- 防犯や交通ルールについて学ぶ機会が少ない。
- 災害時の避難場所や対処方法について学ぶ機会が少ない。
- 地域の防災訓練に参加する機会が少ない。

第 2 章

プランの策定にあたって

第2章 プランの策定にあたって

1 策定の趣旨

土浦市には、平成26年3月末現在で3,310人の外国人市民が居住しており、今後も少子高齢化による生産年齢人口の減少や外国人に関する法制度の整備などにより、増加や定住化が進むものと推測されます。そのため、外国人市民の自立を支援し、地域で暮らしやすい環境を整えるなど、国籍や民族などの違いにかかわらず、同じ土浦市民として共に支え合って暮らしていける多文化共生のまちづくりを推進していく必要があります。

また、多文化共生のまちづくりを進めることは、様々な文化や考え方を持った市民が、地域活動に参加することで交流や連携が深まり、誰もが安心して暮らしやすいまちづくりにもつながります。

こうしたことから、多文化共生社会の実現に向け、日本人市民や外国人市民、企業、関係機関・団体と行政の協働により、指針となる本プランを策定しました。

2 計画の位置づけ

本プランは、土浦市のまちづくりの最上位計画である『第7次土浦市総合計画』の中に掲げた、「市民の国際感覚と国際理解の促進」を推進するための分野別計画として策定するものです。また、平成18(2006)年3月に、総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」に基づき、市の特性や実情を踏まえ、策定しています。

3 計画の期間

本プランの計画期間は、平成27(2015)年度から平成36(2024)年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化やプランの進捗状況などにより、見直しの必要が生じたときは、適宜プランの見直しを行います。

4 土浦市がめざす多文化共生のまちづくりの考え方

国や県と同様、土浦市でも永住者や定住者、日本人の配偶者等、滞在が長期化する外国人市民が増えています。これまで外国人市民は、一時的な滞在者や労働者として見られてきましたが、基本的には日本人市民と同様の行政サービスを受ける権利と義務を有するものと考え、同じ土浦市民として寄り添うことが大切になってきます。

今後は、地域の担い手としてお互いが積極的にコミュニケーションを図り、国籍や文化、生活習慣など、それぞれの違いを認め合うことで外国人市民もまちづくりに参加しやすい環境づくりを行い、協働で多文化共生の地域づくりを推進する必要があります。

こうした中、地域で生活する外国人市民については、言葉の問題や労働、教育、医療福祉、防災など、課題が山積しています。

土浦市では、このような背景を踏まえ、今後取り組むべき施策の基本理念を「市民協働による多文化共生のまちづくり」として掲げ、今後10年間、多文化共生のまちづくりにおける指針となる本プランを策定し、実行していくことが重要であると考えます。

5 多文化共生の推進における担い手の役割

地域 の役割

地域に暮らす外国人市民を含む地域住民をはじめ、町内会・自治会といった市民の活動が重要です。特に、外国には町内会・自治会という組織がないため、外国人市民への組織の周知や理解を図り、地域の交流活動に積極的に参加し地域の担い手としての活動に取り組んでいってもらうことが期待されます。

民間団体 企業など の役割

民間団体などは、国際交流や国際理解に関する事業の実施や外国人市民が自立するための支援、市民や行政とのパイプ役として期待されます。また、企業などは、外国人市民の就業や外国人従業員の日本語学習支援、多文化共生に関する理解への支援・協力などの地域貢献が期待されます。

行政 の役割

市は、外国人市民を支援するための行政サービスの提供に努めるとともに、多文化共生の推進に関する指針・計画を策定したうえで、地域の実情を踏まえながら各主体との連携や協働による多文化共生社会の実現に向けた体制づくりを担います。

6 用語の定義

本プランで使用している用語について、次のように定義します。

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(平成18(2006)年3月 総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より)

外国人市民

外国籍の人に限らず、外国籍であったが日本国籍を取得した人や国際結婚などによって生まれた人など、いわゆる外国にルーツを持つ人を指します。

なお、「外国人市民」と対になる用語(対義語)として、本プランでは、「外国人市民」以外の人を「日本人市民」と表現します。

多言語

平成26年3月末現在、本市には56か国の外国人市民が住んでいます。

すべての国の言語に対応することは難しいため、本市では、外国人市民数が多い「英語」「中国語」「ポルトガル語」「タイ語」「韓国語」「スペイン語」の6言語による対応を「多言語」とします。

在留資格

入国管理及び難民認定法により定められた外国人市民が日本に在留するための資格で、活動内容により定められた資格と、身分または地位を有するものとして定められた資格とに分けられます。就労が認められるものと原則として就労が認められない資格があります。

(在留資格の例)

- ・特別永住者…戦前から引き続き日本に居住している台湾・朝鮮半島出身者とその子孫
- ・永住者…原則10年以上継続して日本に在留し、法務大臣が永住を認める者
- ・定住者…法務大臣が特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して居住を認める者

やさしい日本語

普通の日本語よりも簡単で、外国人市民にも理解しやすい表現に置き換えた日本語です。

姉妹都市・友好都市

「姉妹都市」「友好都市」に明確な定義はなく、一般に文化交流や親善を目的とした国際的な自治体交流関係を指します。「姉妹都市」に比べて範囲などの限られた交流について「友好都市」が使われる傾向があり、本市においては、「友好都市」よりも密接な関係として「姉妹都市」を位置づけています。

第 3 章

多文化共生推進プランの内容

第3章 多文化共生推進プランの内容

1 基本理念

土浦市における考え方や取り組みの方向性を端的に示す本プランの基本理念を



市民協働による多文化共生のまちづくり

とし、市民・地域・行政の共通の目標としていきます。

2 基本目標と施策の柱

基本目標Ⅰ 外国人市民と日本人市民が共有し合うまちづくり

＜施策の柱＞ コミュニケーション支援

外国人市民が生活していくうえで必要な情報につき多言語ややさしい日本語で対応するとともに、地域社会で孤立しないようコミュニケーションの支援を行います。また、日本の文化や習慣などについて学習するための支援の充実を図っていきます。

基本目標Ⅱ 外国人市民も日本人市民も安心して暮らせるまちづくり

＜施策の柱＞ 生活支援

外国人市民も日本人市民と同様、土浦市民として地域社会で安心して暮らせるように、生活全般、居住、教育、労働、医療・保健・福祉、防犯・防災など、基本的な生活環境を整えるための支援を図っていきます。

〔目標指標〕

指標名	基準数値 (平成25年度)	目標数値 (平成36年度)
国際交流ボランティア数	70人	140人
ボランティア日本語教師数	19人	40人

基本目標Ⅲ 外国人市民も日本人市民も共に協力して進めるまちづくり

<施策の柱> 多文化共生の地域づくり

外国人市民に日本の文化や習慣などについて理解してもらうとともに、日本人市民にも外国人市民や外国の文化などについて理解してもらうことが必要であるため、国際交流事業や国際理解講座などを通して市民の多文化共生意識の醸成を図りながら、お互いが地域社会の担い手として活動していくための環境を整えていきます。

〔目標指標〕

指標名	基準数値 (平成 25 年度)	目標数値 (平成 36 年度)
国際交流イベント・講座などの参加者数	1,484 人	2,000 人
外国人世帯の町内会加入率	7.2 %	20 %

基本目標Ⅳ 多様性を活力に生かすまちづくり

<施策の柱> 多文化共生の推進体制の整備

地域や関係団体、企業、行政などが協働で、多文化共生の地域づくりに向けた推進体制の整備を行います。そのため、主体となるそれぞれの役割分担や連携、ネットワーク構築を図っていきます。

3 多文化共生推進プランの戦略

土浦市が多文化共生を推進していくために必要な、“コミュニケーション支援”、“生活支援”、“多文化共生の地域づくり”、“多文化共生の推進体制の整備”の4つの柱について、13の“施策のテーマ”、55の“推進する施策”を挙げ、プランの基本理念「市民協働による多文化共生のまちづくり」を実現するための戦略を次のように掲げます。

No.	プランの戦略	取組内容及び関連する施策
1	行政サービスの充実	外国人市民が、言葉の壁なくスムーズに行政サービスを利用できるよう多言語化を推進します。 関連する施策⇒推進施策1、2、3、4、5、6、7
2	出会い・体験のきっかけの場づくり	多文化共生に向けた意識啓発への第一歩として、イベントや講座など出会いや体験の場を提供し、“顔の見える”関係づくりを推進します。 関連する施策⇒推進施策 8、10、21、28、32、37、38、39、40、41、42、43
3	多文化共生意識の啓発	日本人市民への意識啓発とともに、外国人市民も地域の担い手であるという意識の醸成を図るため、保育所・小中学校や企業、ハローワークなど、関係機関を通じてアプローチすることも重要になります。 関連する施策⇒推進施策 11、21、23、28、32、37、38、39、40、41、42、43、44、49、52、53、55
4	外国人市民の主体的な活動への支援	外国人市民も日本人市民も地域のコミュニティ施設などで気軽に交流やミーティング、相談などをできる活動の場づくりを推進します。また、外国人市民の視点や発想を取り入れることができる機会づくりが必要です。 関連する施策⇒推進施策 36、44、45、49
5	庁内ネットワークの構築	これまでの外国人登録制度に代えて、住民基本台帳をベースに教育や福祉などと連携を図りながら情報を共有していくことが重要になります。 関連する施策⇒推進施策 10、15、16、17、24、47
6	地域ネットワークの構築	外国人市民の町内会への加入者を増やすとともに、地域の行事などへの積極的な参加を促し、地域活動の担い手を確保・育成していく必要があります。 関連する施策⇒推進施策 36、44、45、49、55
7	行政と地域を結ぶパイプづくり	外国人市民も日本人市民も共に協力して進めるまちづくりを目指して、行政と地域を結ぶパイプづくりに努め、市民の中から多文化共生を推進するキーパーソンの発掘及び育成を図ります。 関連する施策⇒推進施策7、9、12、36、44、45、50、55

4 施策の体系

「基本理念」を実現するため、「基本目標」を踏まえながら“コミュニケーション支援”、“生活支援”、“多文化共生の地域づくり”、“多文化共生の推進体制の整備”の4つの柱に沿って施策を推進します。

基本理念	基本目標	施策の柱	施策のテーマ	推進する施策	区分	
市民協働による多文化共生のまちづくり	外国人市民と日本人市民が共有し合うまちづくり	コミュニケーション支援	情報の多言語化	1 多言語版生活情報の作成及びガイドブックの発行	継続	
				2 多言語による広報やパンフレットなどの発行	継続	
				3 市や国際交流協会ホームページでの多言語による情報発信	継続	
				4 各種申請書、案内通知などの多言語化	拡充	
				5 各種サインのユニバーサル化の推進	拡充	
				6 多言語及びやさしい日本語による窓口対応の充実	新規	
				7 通訳・翻訳ボランティアの確保及び育成	拡充	
			日本語学習支援	8 日本語教室の開催及び充実	拡充	
				9 日本語ボランティア教師の確保及び育成	拡充	
			日本社会についての学習支援	10 外国人市民のための生活オリエンテーションの実施	新規	
				11 企業などとの連携による日本社会への理解促進	新規	
	外国人市民も日本人市民も安心して暮らせるまちづくり	生活支援	生活全般	12 外国人市民相談窓口の設置	新規	
				13 外国人市民相談業務における他自治体や団体とのネットワーク構築	新規	
			居住	14 住宅関連情報の提供による居住支援	新規	
				15 公営住宅の居住支援	新規	
			教育	16 就学案内などの多言語による情報提供	拡充	
				17 不就学の外国人児童生徒への対応	新規	
				18 外国人児童生徒への日本語学習支援	拡充	
				19 外国人児童生徒への進路指導支援	拡充	
			労働	20 外国人児童生徒の保護者に対する情報提供の充実	新規	
				21 関係機関との連携による就業支援や情報提供	継続	
					22 関係機関との連携による起業支援	新規
					23 外国人市民の就業や就業環境に関する意識啓発	新規
			医療・保健・福祉	24 多言語による医療・保健・福祉制度の周知及び加入促進	新規	
				25 医療通訳・翻訳ボランティアの確保及び育成	新規	
				26 外国人市民が安心して医療機関を利用できる体制づくり	拡充	
				27 外国人市民にも分かりやすい各種相談窓口の充実	新規	
			防犯・防災	28 外国人市民向け防犯・交通安全教室の開催	新規	
				29 多言語による防犯・交通安全情報の提供	新規	
				30 火災・救急時の多言語での対応	拡充	

基本理念	基本目標	施策の柱	施策のテーマ	推進する施策	区分	
市民協働による多文化共生のまちづくり	外国人市民も日本人市民も安心して暮らせるまちづくり	生活支援	防犯・防災	31 多言語による防災マップの作成	新規	
				32 外国人市民向け防災訓練の実施	拡充	
				33 防災・災害対応における意識啓発	拡充	
				34 災害時における情報の多言語化	新規	
				35 災害時の外国人市民支援体制の整備	新規	
				36 災害時に対応できる人材の確保及び育成	新規	
	外国人市民も日本人市民も共に協力して進めるまちづくり	多文化共生の地域づくり	多文化共生意識の啓発	37 海外姉妹都市・友好都市との交流	継続	
				38 国際理解教育の推進	継続	
				39 学校における国際理解教育の推進	拡充	
				40 国際交流イベントの開催	拡充	
				41 多国語講座の開催	継続	
				42 国際交流・多文化共生講座の開催	拡充	
				43 市民や市職員への多文化共生意識の啓発	新規	
				外国人市民の自立と地域社会への参画	44 外国人市民の町内会への加入及び活動への参加促進	拡充
					45 多文化共生を推進するキーパーソンの発掘・育成	新規
多様性を活力に生かすまちづくり	多文化共生の推進体制の整備	自治体の推進体制の整備	46 土浦市多文化共生推進プランの推進	新規		
			47 土浦市多文化共生推進庁内連絡会議の設置	新規		
			48 土浦市国際交流協会運営支援	継続		
			49 外国人市民の視点や発想を取り入れる機会の確保	拡充		
		地域における各主体の役割分担と連携・協働	50 土浦市多文化共生推進連絡会議の設置	新規		
			51 県や他市町村との連携	新規		
			52 外国人市民を雇用している企業との連携	新規		
			53 留学生を受け入れている大学との連携事業の促進	拡充		
			54 土浦市国際交流協会との連携	継続		
			55 地域住民との連携	拡充		

※「区分」の定義

新規：これまで未実施の施策で、今後新たに取り組むもの。

拡充：すでに一部実施している施策で、今後取り組みを充実していくもの。

継続：すでに実施している施策で、今後も継続した取り組みが必要なもの。

5 施策の方向性

基本目標Ⅰ 外国人市民と日本人市民が共有し合うまちづくり

施策の柱（1）コミュニケーション支援

<施策のテーマ① 情報の多言語化>

推進施策 1	多言語版生活情報の作成及びガイドブックの発行
現 状	外国人市民が日常生活を送るうえで、生活ルールの理解促進と地域でのトラブル防止を図るために、「外国語ハンドブック」を作成し配布しているが、ごみ出しなど生活ルールが理解できない外国人市民も多く、十分に周知されていない。
現在行っている 主な事業内容	○「外国語ハンドブック」の配布（英語、中国語、ポルトガル語、タイ語、韓国語、スペイン語） ○市ホームページや土浦市国際交流協会ホームページでの多言語による情報提供
今後の取り組み 及び目標	○各種行政サービスや履行しなければならない義務の内容、日本社会のルールや習慣、各種イベントなどについて、多言語・多様な媒体による情報提供を行います。 ○ホームページや「外国語ハンドブック」など、外国人市民の日常生活に必要な情報の充実を図ります。 ○情報の一層の多言語化やふりがな、理解しやすい表現に置き換える「やさしい日本語」の使用などによる分かりやすい情報の提供を行います。 ○翻訳ボランティアや留学生などを活用し、情報の一層の多言語化や充実を図ります。 ○日本語が分からない外国人市民にも分かりやすい情報を伝えるための方法を今後、研究します。
実施主体	市（市民活動課、広報広聴課、関係各課）、土浦市国際交流協会

推進施策 2	多言語による広報やパンフレットなどの発行
現 状	外国人市民の暮らしに必要なごみの出し方や町内会・自治会への加入案内、医療・福祉情報などについて多言語による情報を提供しているが、十分でない。
現在行っている 主な事業内容	○多言語による観光マップ及びブックの配布（英語、中国語、韓国語） ○多言語及びやさしい日本語によるごみの出し方マニュアルの配布（英語、ポルトガル語） ○多言語による母子健康手帳の配布（英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、スペイン語、韓国語、インドネシア語、） ○多言語による町内会加入案内（英語、中国語、ポルトガル語、韓国語）
今後の取り組み 及び目標	○多言語による広報やごみの出し方、防災マップ、市営住宅の案内、観光ガイドマップ、健診・医療に関する情報などの各種パンフレットなどを作成し、外国人市民に必要な情報提供を行います。 ○外国人市民のライフスタイルに合わせた広報に取り組みます。
実施主体	市（市民活動課、環境衛生課、健康増進課、商工観光課、住宅営繕課、関係各課）

推進施策3	市や国際交流協会ホームページでの多言語による情報発信
現 状	<p>○市ホームページや土浦市国際交流協会ホームページにおいて翻訳機能を利用して多言語による対応を行っているが、利用する外国人市民が少ない。</p> <p>○ホームページで使用している日本語は、外国人市民にとって分かりにくい表現が多く、翻訳機能を利用して理解することが難しい。</p>
現在行っている 主な事業内容	<p>○市ホームページでの多言語による情報提供</p> <p>○土浦市国際交流協会ホームページでの多言語による情報提供</p>
今後の取り組み 及び目標	<p>○多言語に対応したホームページやモバイル版ホームページ、携帯電話へのメール配信サービスなどの実施及び充実を図ります。</p> <p>○外国人市民向けのやさしい日本語の使用と多言語による分かりやすい情報提供の充実を図ります。</p> <p>○国や県などで提供している多言語情報を積極的に発信していきます。</p>
実施主体	市（市民活動課、広報広聴課）、土浦市国際交流協会

推進施策4	各種申請書、案内通知などの多言語化
現 状	<p>○外国人市民が、滞在長期化や定住化に伴い、市役所に手続きや相談などで来庁する機会が増えている。</p> <p>○行政が使用している各種申請書や案内通知について、多言語化されていないものが多い。外国人市民には制度内容も理解しづらいため、窓口での手続きなどに多くの時間を要している。</p>
現在行っている 主な事業内容	各種申請書や案内パンフレット等の翻訳
今後の取り組み 及び目標	各種申請書や案内通知などの多言語化やふりがな、理解しやすい表現に置き換える「やさしい日本語」の使用など、窓口対応の充実を図ります。
実施主体	市（関係各課）、関係機関

推進施策5	各種サインのユニバーサル化の推進
現 状	公共施設や各種案内看板などの表示において、日本語のみを表記しているものが多い。外国人市民は戸惑うことが多い。
現在行っている 主な事業内容	公共施設案内表示の多言語化
今後の取り組み 及び目標	<p>○公共施設や観光案内板、外国人市民が多く利用する場所の案内看板の多言語化、ローマ字併記、ピクトグラム（絵文字）の利用を推進します。</p> <p>○日本語看板の多言語化、ローマ字併記の促進を図ります。</p> <p>○公共施設案内パンフレットの多言語化を行います。</p>
実施主体	市（関係各課）

推進施策 6	多言語及びやさしい日本語による窓口対応の充実
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人市民が、滞在長期化や定住化に伴い、市役所などに手続きや相談で訪れる機会が増えている。 ○窓口担当職員などは、日本語が分からない外国人市民の対応に、多くの時間を費やしている。
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取り組み 及び目標	<ul style="list-style-type: none"> ○単語リストやフロー図など、多言語対応マニュアルの作成に取り組みます。 ○外国人市民が、来庁の際に活用できるやさしい日本語による各種マニュアルの作成に取り組みます。 ○市役所案内業務において外国人市民に多言語で対応できる職員の配置やスマートフォン・タブレットを活用した対応に取り組みます。 ○通訳・翻訳ボランティアの登録者を増やし、窓口対応の充実を図ります。 ○市役所受付窓口における通訳業務委託を実施するなど、窓口対応の充実を図ります。
実施主体	市（関係各課）

推進施策 7	通訳・翻訳ボランティアの確保及び育成
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語が話せない外国人市民は、生活に必要な情報の取得や各種手続きの申請等で通訳・翻訳が必要になる。 ○医療や福祉、教育、雇用などにおいては、専門用語や制度の知識、通訳スキルなどが必要になり、適正な人材の確保と育成が必要になる。 ○土浦市国際交流協会の国際交流ボランティア登録者に通訳・翻訳などの協力を依頼している。 ○ボランティアの通訳・翻訳のレベルアップを図る機会と活用の場が少ない。
現在行っている 主な事業内容	<p>土浦市国際交流協会国際交流ボランティア登録制度</p> <p>※登録者数：70人（平成26年3月31日現在）</p>
今後の取り組み 及び目標	<ul style="list-style-type: none"> ○国際交流ボランティア登録者を増やし、多言語対応を進めます。 ○ボランティアを育成し、活用の場を増やします。 ○医療通訳など、専門性が高いものについては、ボランティアが関わるべき内容の研究や育成方法の検討を行います。 ○土浦市社会福祉協議会ボランティアセンターの登録者について、通訳・翻訳ボランティアとしての活用を図ります。
実施主体	市（市民活動課）、土浦市国際交流協会、土浦市社会福祉協議会

＜施策のテーマ② 日本語学習支援＞

推進施策 8	日本語教室の開催及び充実
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人市民のニーズに応じた日本語学習の機会が、現在不足している。 ○職場や地域の人々、学校とのコミュニケーションなどを取るため、仕事に役立つ日本語を学ぶためなど、外国人市民が様々なニーズにより日本語を学んでいる。 ○場所や日時が限定されており、学びたくても通えない外国人市民もいる。 ○熱心に日本語を学習する外国人市民と仕事の都合などからあきらめてしまう人に分かれてしまうため、授業の進め方が難しい。 ○日本語教室の開催及び運営は、ボランティアに頼らなければならない状況にあり、開催回数や場所、日時、人材確保などの点で安定的な運営が難しくなっている。 ○日本語教室が外国人市民相談の受け皿としての役割を求められることがあり、対応が難しいことがある。
現在行っている 主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○土浦市国際交流協会と土浦ユネスコ協会の共催による日本語教室を、毎週水曜日の昼と木曜日の夜に一中地区公民館で開催。 ※日本語教室延べ参加者数：2,478人（平成25年度、42回） ○男女共同参画課において、日本語教室を毎週土曜日の午後で開催。
今後の取り組み 及び目標	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語教室の開催場所・日時に配慮して、教室の開催や参加者の増加を図ります。 ○地域のボランティアを活用し、中学校区ごとの公民館を拠点とした日本語教室を開催し、外国人市民のニーズに応えます。
実施主体	市（市民活動課、男女共同参画課）、土浦市国際交流協会、土浦ユネスコ協会

推進施策 9	日本語ボランティア教師の確保及び育成
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○土浦市国際交流協会では、初心者向けの日本語ボランティア養成講座と日本語ボランティア教師向けのレベルアップを図る講座を開催しているが、特に、初心者向け講座修了者の活用が図られていない。 ○日本語を学習する外国人市民が増える中、多様化する学習者のニーズへの対応に苦慮している。 ○日本語教師の高齢化などによる新たな指導者の確保が課題となっている。
現在行っている 主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○初心者向け日本語ボランティア養成講座 ※講座延べ参加者数：260人（平成25年度、10回） ○日本語ボランティア養成講座レベルアップ編 ※講座延べ参加者数：125人（平成25年度、5回）
今後の取り組み 及び目標	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語ボランティア養成講座などを通じて、より多くの日本語学習支援者を確保するとともに、個々のスキルアップを図り、活用の場を増やします。 ○団塊の世代やシルバー世代の定年後における生活の趣味・生きがいづくりなど、新たな日本語ボランティア教師の確保を図ります。 ○多様化する学習者のニーズに対応するため、レベルアップを図る講座の見直しを行います。
実施主体	市（市民活動課）、土浦市国際交流協会

＜施策のテーマ③ 日本社会についての学習支援＞

推進施策 10	外国人市民のための生活オリエンテーションの実施
現 状	<p>○外国人市民が地域で生活していくためには、地域のルールや生活習慣などを理解して守ってもらうことが重要であるが、ごみ出しや騒音などで地域住民とのトラブルも生じている。</p> <p>○外国人市民が、地域住民としての生活を始めてからできるだけ早い時期に行政からの情報や日本社会のルールなどについて学ぶ機会を提供する必要がある。</p> <p>○住民登録時などに外国語ハンドブックを配布しているが、各種制度の申請手続方法についての案内が十分でない。</p>
現在行っている 主な事業内容	<p>国際交流協会主催「地域ふれあい事業」における生活オリエンテーションの実施。(健康医療相談、法律悩みごと相談、税金相談、雇用保険相談、防災パンフレットの配布など)</p>
今後の取り組み 及び目標	<p>○住民登録時などの機会を利用して、ごみ出しのルールなどについて説明を行います。</p> <p>○住民登録時などの機会を利用して、市が行う各種事業や施設などについて案内を行います。</p> <p>○日本語教室の開催時に合わせて、生活オリエンテーションを実施し、ごみ出しのルールなどについて周知を行います。</p> <p>○日本語教室開催に合わせて実施する生活オリエンテーション時に意見交換を行います。</p>
実施主体	<p>市（市民活動課、市民課、環境衛生課、国保年金課）、土浦市国際交流協会、土浦ユネスコ協会</p>

推進施策 11	企業等との連携による日本社会への理解促進
現 状	<p>外国人市民が地域で生活していくためには、日本語学習に加えて、地域のルールや生活習慣などを理解して守ってもらうことが重要であるが、ごみ出しや騒音などで地域住民とのトラブルも生じている。</p>
現在行っている 主な事業内容	<p>未実施</p>
今後の取り組み 及び目標	<p>○外国人市民を雇用している企業や団体に、日本語教室の開催や生活オリエンテーションの案内に加え、日本社会のルール（ごみ出し、交通ルールなど）や生活習慣への理解と支援を呼びかけます。</p> <p>○行政が企業や団体へ職員を派遣して出前講座などを行い、生活習慣の理解促進を図ります。</p>
実施主体	<p>市（市民活動課、関係各課）、企業・団体</p>

基本目標Ⅱ 外国人市民も日本人市民も安心して暮らせるまちづくり

施策の柱（２）生活支援

<施策のテーマ① 生活全般>

推進施策 12	外国人市民相談窓口の設置
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人市民の困りごとの相談相手は、同じ国から来ている友人・知人や職場の人が多く、市役所の窓口に来る人は少ない。 ○外国人市民は、行政に対して外国語による相談窓口の設置を希望している人の割合が多い。 ○外国人市民は、日常生活に必要な情報を友人・知人やテレビ・ラジオなどから入手している人が多く、公的な情報発信ツールや窓口を利用する人は少ない。 ○外国人市民に行政サービスなどの情報が十分に伝わっていない。
現在行っている 主な事業内容	6か国語の外国語ハンドブックの配布（英語、中国語、ポルトガル語、タイ語、韓国語、スペイン語）
今後の取り組み 及び目標	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人市民が安心して日常生活を送ることができるよう、外国人市民相談窓口を設置します。 ○外国人市民相談窓口において多言語版の情報や資料の提供などを行います。 ○外国人市民相談窓口において、国際交流ボランティアを活用した相談対応を行います。
実施主体	市（市民活動課）、土浦市国際交流協会

推進施策 13	外国人市民相談業務における他自治体や団体とのネットワーク構築
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○単独の自治体では外国人市民相談業務における対応に限界がある。 ○法律問題など、自治体だけで対応できない相談業務がある。 ○日常生活で困りごとを抱えている外国人市民の相談体制が整っていない。
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取り組み 及び目標	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人市民相談業務を実施している県国際交流協会や他の自治体、団体等との連携を図り、相談業務の充実を図ります。 ○外国人市民が相談を必要としている内容について、外国人市民のニーズを把握し、関連機関と連携した対応に努めます。
実施主体	市（市民活動課、広報広聴課）

＜施策のテーマ② 居住＞

推進施策 14	住宅関連情報の提供による居住支援
現 状	<p>○外国人市民は、不動産の契約書の内容が分かりづらいことや敷金・礼金など、日本の不動産の仕組みについてなじみがないため、家を探すときに困っている。</p> <p>○外国人市民はアパートやマンションを借りるときに必要な保証人を探すことが難しい。</p> <p>○外国人市民がアパートやマンションを借りる際、一部に、外国人市民という理由だけで入居を断られるケースがある。</p> <p>○地域におけるマナーやルールを理解していない外国人市民が、地域の人々とトラブルになるケースがある。</p>
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取り組み 及び目標	<p>○不動産の賃貸借の仕組みや住まいを利用する際のルール、ごみの出し方、町内会活動などに関するオリエンテーションの実施や案内の多言語化を図ります。</p> <p>○不動産業者や大家から外国人市民に対してアパートやマンションを貸す際の課題や問題点を調査し、解決に向けた対策を考えます。</p> <p>○住まい探しから入居までを支援する仕組みづくりを調査・検討します。</p>
実施主体	市（市民活動課、環境衛生課、住宅営繕課）、土浦市国際交流協会

推進施策 15	公営住宅の居住支援
現 状	<p>○民間アパートやマンションを借りるときに、外国人市民という理由だけで入居を断られることがある。</p> <p>○日本語を話せない外国人市民が来庁した際に、外国語を話せる職員がない場合、対応に多くの時間を費やしてしまう。</p>
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取り組み 及び目標	<p>○公営住宅に関する案内（「入居者のしおり」）の多言語化を図ります。</p> <p>○日本の住宅に関する基本情報や慣習についての案内の多言語化を図ります。</p>
実施主体	市（住宅営繕課）、県

＜施策のテーマ③ 教育＞

推進施策 16	就学案内などの多言語による情報提供
現 状	○外国人児童生徒の保護者への就学通知や就学援助、日本語指導などについての情報が多言語化されていないため、日本の学校についての理解が十分でない。 ○就学前説明会における多言語での対応が十分でない。
現在行っている 主な事業内容	就学前説明会の開催
今後の取り組み 及び目標	○就学案内などの情報における多言語化を図ります。 ○日本の学校教育制度についての情報を、入学前から保護者が入手できるよう多言語での情報発信や就学前説明会を行います。 ○外国人児童生徒が居所不明者にならないように、保育所や定期健診などを通じて実態の把握に努めます。
実施主体	市（市民活動課、こども福祉課、健康増進課、教育総務課、学務課、指導課）

推進施策 17	不就学の外国人児童生徒への対応
現 状	○就学前の外国人児童生徒を持つ保護者に就学案内を行っているが、外国人児童生徒の保護者は就学させる義務がないため、家庭の事情などから不就学の児童生徒がいる。 ○就学しても授業についていけず、不登校になってしまうことがある。
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取り組み 及び目標	○不就学児童生徒と保護者に対して就学案内や就学支援などの情報提供を行います。 ○日本の学校教育制度（学校生活、就学支援制度など）についての情報を、保護者が入手できるよう、多言語での情報発信や説明を行います。
実施主体	市（市民活動課、教育総務課、学務課、指導課）

推進施策 18	外国人児童生徒への日本語学習支援
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語の能力が十分でない外国人児童生徒がどのような教育を受けるかは、将来に大きな影響を及ぼすため、日本語教育の一層の充実が必要である。 ○日本語学習支援は、学校や身近な地域で行われることが求められている。 ○子どもたちが将来日本で生活していくためには、生活言語だけではなく、学習言語を学べる体制や教材が必要である。 ○日本語・母語ともに会話や理解ができない外国人児童生徒がいる。 ○日本語が分からない外国人児童生徒に対して日本語初期指導を行っているが、実施しているのは集住化が進んでいる地域の学校であり、散在化の地域にある学校においては支援体制が十分でない。 ○平成 26 年 4 月から学校における日本語指導を担当する者は、教員免許を有する教員（常勤・非常勤講師を含む）とすることに法律が改正された。
現在行っている 主な事業内容	ボランティア日本語教師による小学校での日本語初期指導（学校支援ボランティア事業）
今後の取り組み 及び目標	<ul style="list-style-type: none"> ○市や教育委員会、土浦市国際交流協会が連携して日本語指導及び学習支援の充実を図ります。 ○学校で日本語初期指導の補助を行うボランティアなど、人材の確保及び育成を図ります。
実施主体	市（市民活動課、生涯学習課、指導課）、土浦市国際交流協会、ボランティア

推進施策 19	外国人児童生徒への進路指導支援
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人児童生徒は、日本の受験などに関する情報を手に入れることが難しく、理解しにくいことがある。 ○外国人市民は、子どもが日本の高校や大学に進学できるか不安を抱いている。 ○進学を控えた外国人児童生徒に対する学習支援の方針や内容が統一されていない。
現在行っている 主な事業内容	進学ガイダンスの実施
今後の取り組み 及び目標	<ul style="list-style-type: none"> ○進路に関する情報の多言語化など、外国人児童生徒への分かりやすい進路指導を行います。 ○教科教育と日本語教育について、外国人児童生徒の要望に個別に対応できる体制づくりを行います。 ○日本語の能力に不安がある外国人児童生徒や保護者が、多言語で相談できる体制づくりを行います。
実施主体	市（市民活動課、生涯学習課、指導課）、ボランティア

推進施策 20	外国人児童生徒の保護者に対する情報提供の充実
現 状	<p>○外国人児童生徒の保護者に対して必要な情報が届きにくいいため、義務教育や進学についての周知及び理解が十分でない。</p> <p>○学校と保護者の間に良好な関係がないと外国人児童生徒への適切な支援は困難なため、保護者への支援も重要である。</p>
現在行っている 主な事業内容	<p>○就学前説明会の開催</p> <p>○進学ガイダンスの実施</p>
今後の取り組み 及び目標	<p>○日本の教育制度や受験制度について多言語による情報提供を行います。</p> <p>○外国人児童生徒の日本での生活歴や家庭環境に配慮した情報提供を行います。</p> <p>○外国人児童生徒の保護者に対して、学校、行政、地域が連携して子どもたちを支援できる体制づくりを図ります。</p>
実施主体	市（市民活動課、教育総務課、学務課、指導課）、土浦市国際交流協会、地域

<施策のテーマ④ 労働>

推進施策 21	関係機関との連携による就業支援や情報提供
現 状	<p>○ハローワークの外国人職業相談コーナーへは、毎月 60～70 人の登録がある。</p> <p>○ハローワークでは外国人職業相談コーナーを設け、通訳を配置している。</p> <p>○外国人市民の中には、就職しても言葉の問題などで離職してしまう人もおり、再就職斡旋や日本語学習等の支援が必要である。</p> <p>○ハローワークの外国人職業相談コーナーでは、本来の業務以外にも病院や医療費、住居、生活保護の申請などの生活問題についても相談が寄せられており、対応に苦慮している。</p>
現在行っている 主な事業内容	<p>○ハローワークでの外国人職業相談コーナーの設置による外国人の就職斡旋。</p> <p>○ハローワークでの外国人就労準備研修及び就職のための日本語教室（J I C E（日本国際協力センター）と連携）の開催。</p> <p>○外国人市民の中には、生活保護受給者もおり、ハローワークでは市の社会福祉課と連携して就業相談を行っている。</p>
今後の取り組み 及び目標	<p>○ハローワークと連携し、国、県などが作成している就職・労働関係のリーフレットや多言語による生活情報、ガイドブック、パンフレットの配布を行い、就職・労働に関する情報や日常生活に必要な情報の提供を行います。</p> <p>○就業に必要な日本語能力の取得やスキルアップを支援するため、就業や仕事に役立つ日本語教室の充実を図ります。</p>
実施主体	市（商工観光課）、ハローワーク、土浦市国際交流協会、土浦ユネスコ協会

推進施策 22	関係機関との連携による起業支援
現 状	外国人市民は、起業に関する情報を手に入れることや理解することが難しく、起業が困難である。
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取り組み 及び目標	商工会議所と連携し、空き店舗などを活用し、外国人市民に対して起業支援を行います。
実施主体	市（商工観光課）、商工会議所

推進施策 23	外国人市民の就業や就業環境に関する意識啓発
現 状	○外国人市民は、言葉の問題や情報不足から就業が難しく、就労後も言葉や雇用条件、人間関係などから離職してしまうことがある。 ○雇用形態や賃金など、待遇面の問題で日本人との差を感じている。
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取り組み 及び目標	外国人市民の雇用に関する留意点や就業環境の改善などについて事業主などに意識啓発を図ります。
実施主体	市（商工観光課）、ハローワーク、商工会議所

<施策のテーマ⑤ 医療・保健・福祉>

推進施策 24	多言語による医療・保健・福祉制度の周知及び加入促進
現 状	○外国人市民の健康保険や年金制度への加入率は日本人市民よりも低く、未加入者が多い。 ○保険や年金に加入していても制度の理解不足などもあり、滞納や未払いが問題となっている。 ○福祉制度や健康診断などの多言語による案内が十分でない。 ○日本の医療・保健・福祉制度に関する基本的な情報が十分に周知されていない。
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取り組み 及び目標	○健康保険や年金制度への理解を促し、加入の促進を図ります。 ○外国語ハンドブックの充実や各種制度の多言語による案内の促進を図ります。 ○児童手当など、子育てを支援する各種手当制度の多言語による案内の促進を図ります。
実施主体	市（市民活動課、社会福祉課、障害福祉課、こども福祉課、高齢福祉課、国保年金課、健康増進課）

推進施策 25	医療通訳・翻訳ボランティアの確保及び育成
現 状	<p>○日本語の能力が十分でない外国人市民は、医療機関でのコミュニケーションが困難な場合がある。</p> <p>○医療通訳・翻訳のような専門性の高い分野においては、専門用語や制度・システムの知識、通訳スキル等が必要になる。</p>
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取り組み 及び目標	<p>○医療機関と通訳・翻訳ボランティアが関わるべき内容の検討を行い、医療通訳登録・派遣システムの研究及びボランティアを確保・育成する方法の検討を行います。</p> <p>○他の自治体や関係機関との連携により、対応を図ります。</p>
実施主体	市（市民活動課）、土浦市国際交流協会、関係機関

推進施策 26	外国人市民が安心して医療機関を利用できる体制づくり
現 状	<p>○外国人市民に日本の健康保険制度や医療機関に関する基本情報などが知られていない。</p> <p>○日本語の能力が十分でない外国人市民は、医療機関でのコミュニケーションが困難なため、受診を控えてしまい、適切な診察を受けることができない場合がある。</p>
現在行っている 主な事業内容	外国語ハンドブックの配布（英語、中国語、ポルトガル語、タイ語、韓国語、スペイン語）
今後の取り組み 及び目標	<p>○日本の健康保険制度や外国語での対応が可能な医療機関の情報などについて多言語での情報提供の充実を図ります。</p> <p>○日本語の能力が十分でない外国人市民が、医療機関で受診する際の問題を抽出し、行政や医療機関の対策を検討します。</p> <p>○医療機関と連携し、外国人市民が病状を伝えやすい資料の配布及び周知を行います。</p> <p>○外国語を話せる医師がいる病院の情報提供を行います。</p>
実施主体	市（市民活動課、健康増進課）

推進施策 27	外国人市民にも分かりやすい各種相談窓口の充実
現 状	○外国人市民に医療・保健・福祉に関する情報が十分に伝わっていない。 ○外国人市民は、言葉の問題もあり、医療・保健・福祉サービスを十分に受けられないことがある。
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取り組み 及び目標	○医療・保健・福祉に関する多言語での情報の充実を図ります。 ○医療・保健・福祉に関して多言語で相談できる体制を整備します。 ○窓口などでの外国人市民からの問い合わせに対応できる体制づくりを行います。 ○各地区公民館において、土浦市社会福祉協議会職員が医療・保健・福祉などに関する相談を行います。
実施主体	市（社会福祉課、障害福祉課、こども福祉課、高齢福祉課、国保年金課、健康増進課）、土浦市社会福祉協議会

<施策のテーマ⑥ 防犯・防災>

推進施策 28	外国人市民向け防犯・交通安全教室の開催
現 状	○外国人市民が防犯や交通ルールについて学ぶ機会が少ない。 ○外国人市民は防犯や交通安全情報について、どこから得たらよいか分からない人が多い。
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取り組み 及び目標	学校や地域、企業などにおいて、防犯・交通安全意識の高揚を図るための外国人市民向けの教室や研修会を行います。
実施主体	市（生活安全課、指導課）、警察

推進施策 29	多言語による防犯・交通安全情報の提供
現 状	○外国人市民への防犯や交通安全情報の周知が十分でない。 ○外国人市民は防犯や交通安全情報について、どこから得たらよいか分からない人が多い。
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取り組み 及び目標	警察などの関係機関と連携して、防犯や交通安全に関する多言語による冊子やチラシ、ホームページなどでの情報提供を行います。
実施主体	市（生活安全課）、警察

推進施策 30	火災・救急時の多言語での対応
現 状	日本語が話せない外国人市民は、火災・救急通報を行うことが難しい。
現在行っている 主な事業内容	○多言語SOSハンドブックの活用 ○スマートフォンやタブレットの翻訳アプリケーションソフトの活用
今後の取り組み 及び目標	○外国人市民からの火災・救急通報に必要な単語リストや多言語対応マニュアルなどの作成に取り組みます。 ○外国人市民向けの火災・救急通報オリエンテーションを実施します。 ○火災・救急発生時の対応について、多言語による冊子やチラシなどでの情報提供を行います。 ○多言語SOSハンドブックの充実及び一層の多言語化を進めます。 ○スマートフォンやタブレットの翻訳アプリケーションソフトの一層の活用を図ります。
実施主体	市（消防本部）

推進施策 31	多言語による防災マップの作成
現 状	○災害が少ない国から来日した外国人市民は、防災や災害についての知識や認識が不足していることが多い。 ○災害に備えた準備や災害時に何をしたらよいか分からないという外国人市民が多い。
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取り組み 及び目標	○多言語による防災ハザードマップを作成し、外国人市民への積極的な周知を図ります。 ○多言語による防災・災害対応マニュアルを作成し、外国人市民への積極的な周知を図ります。
実施主体	市（総務課）

推進施策 32	外国人市民向け防災訓練の実施
現 状	○災害が少ない国から来日した外国人市民は、防災や災害についての知識や認識が不足していることが多い。 ○外国人市民は地域とのつながりが希薄なため、地域の防災訓練に参加する機会が少ない。
現在行っている 主な事業内容	土浦市国際交流協会主催「地域ふれあい事業」における防災訓練の実施
今後の取り組み 及び目標	○外国人市民向けの防災訓練（避難所訓練）を実施します。 ○外国人市民が日本人市民と一緒に地域の防災訓練に参加しやすくなるよう、自主防災組織への加入を促進します。
実施主体	市（総務課、消防本部）、土浦市国際交流協会

推進施策 33	防災・災害対応における意識啓発
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○災害が少ない国から来日した外国人市民は、防災や災害についての知識や認識が不足している。 ○地域の避難場所を知らない外国人市民が多い。 ○外国人市民は防災訓練に参加する機会が少ない。 ○災害が起きたときに心配なこととしては、「家族や友人との連絡が取れるか」「情報が手に入るか」などで不安を感じている。 ○外国人市民の中には、災害への備えができていない人や災害が発生したときにどんな行動をとればよいか分からない人がいる。
現在行っている 主な事業内容	土浦市国際交流協会主催「地域ふれあい事業」における防災訓練の実施
今後の取り組み 及び目標	<ul style="list-style-type: none"> ○多言語による防災ハザードマップや防災・災害対応マニュアルの作成・活用を図り、意識啓発に努めます。 ○災害時の避難場所の周知を徹底します。 ○外国人市民向けの防災オリエンテーションを実施します。
実施主体	市（総務課、消防本部）、土浦市国際交流協会

推進施策 34	災害時における情報の多言語化
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人市民への災害時における情報の周知が十分でない。 ○外国人市民は災害時における情報について、どこから得たらよいか分からない人が多い。
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取り組み 及び目標	<ul style="list-style-type: none"> ○防災無線等での多言語による災害情報の提供や避難所の表示物の多言語化、「やさしい日本語」の使用、ピクトグラム（絵文字）の使用を図ります。 ○多言語による防災・災害情報の提供を図ります。 ○外国人市民が利用する地域のコミュニティサイトなどに防災・災害情報の提供を行います。
実施主体	市（総務課、市民活動課）

推進施策 35	災害時の外国人市民支援体制の整備
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における外国人市民への支援体制が構築されていない。 ○言葉の問題や習慣の違いなどから災害時には、日本人市民と外国人市民が一緒に避難することは難しい。 ○町内会に加入している外国人市民が少ないため、災害時の支援が難しい。
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取り組み 及び目標	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における外国人市民等要援護者支援マニュアルを作成します。 ○外国人市民の町内会への加入を促進し、災害時に避難情報などが共有できる体制の充実を図ります。
実施主体	市（総務課、市民活動課）、地域

推進施策 36	災害時に対応できる人材の確保及び育成
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における通訳ボランティア制度が構築されていないため、災害時における外国人市民への支援が難しい。 ○日本語を理解できる外国人市民は、災害時には要援護者ではなく、支援者として活用できる可能性がある。
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取り組み 及び目標	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における通訳ボランティアの確保・育成を図ります。 ○災害時における外国人市民等要援護者支援マニュアルを作成します。 ○県や他市町村と連携して災害時に支援をしていただける外国人市民の発掘と育成を図ります。
実施主体	市（総務課、市民活動課）、土浦市国際交流協会、地域

基本目標Ⅲ 外国人市民も日本人市民も共に協力して進めるまちづくり

施策の柱（3）多文化共生の地域づくり

<施策のテーマ① 多文化共生意識の啓発>

推進施策 37	海外姉妹都市・友好都市との交流
現 状	平成6年にドイツ・フリードリッヒスハーフェン市と友好都市を締結、平成21年にアメリカ・パロアルト市と姉妹都市を締結して以降、様々な交流を行ってきたが、市民へのPRや市民間交流の機会は十分でない。
現在行っている 主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○中学生交換交流事業 ○姉妹都市パロアルト市「日本／土浦まつり」への市民訪問団派遣 ○かすみがうらマラソン大会への選手招待 ○姉妹都市・友好都市との交流について紹介する国際交流出前講座
今後の取り組み 及び目標	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙やホームページ等で姉妹都市・友好都市交流の一層のPRを行います。 ○姉妹都市・友好都市との交流の機会を増やします。 ○土浦市での交流時に参加する市民の数を増やします。
実施主体	市（市民活動課、広報広聴課、スポーツ振興課）、土浦市国際交流協会

推進施策 38	国際理解教育の推進
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に外国人市民が増えることで「トラブルが増える」などのマイナスイメージを抱く人が多い。 ○多文化共生を推進するためには、外国の文化や習慣などを知り、国際理解を深める必要がある。
現在行っている 主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人市民や留学生を活用した国際理解教室の実施 ※国際理解教室参加者数：1,007名（平成25年度、12回） ○JICA青年海外協力隊による活動報告会の開催 ※活動報告会参加者数：38名 ○大使講演会の開催（平成26年度、カンボジア王国） ※講演会参加者数：70名
今後の取り組み 及び目標	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における国際理解教室の実施団体及び回数の増加を図ります。 ○日本の児童生徒による外国の文化や習慣の理解の促進と外国人児童生徒による日本の文化や習慣の理解の促進に取り組みます。 ○ホームステイ・ホームビジット受け入れなど、身近な国際理解の機会の創出を図ります。 ○外国文化への理解促進のため、外国語図書や新聞・雑誌、生活に役立つ資料、外国文化の紹介資料などの収集・活用を図ります。 ○様々な国の大使を招いて講演会を開催し、国際理解の促進を図ります。
実施主体	市（市民活動課、指導課、図書館）、土浦市国際交流協会、土浦ユネスコ協会

推進施策 39	学校における国際理解教育の推進
現 状	外国人児童生徒が増える中、多文化共生を推進するためには、外国の文化や習慣などを知るための国際理解教育に取り組む必要があるが、十分でない。
現在行っている 主な事業内容	○外国人市民や留学生を活用した国際理解教室「世界の友達と話そう」の実施 ○ALT（外国語指導助手）の活用
今後の取り組み 及び目標	○学校における国際理解教室の実施校数及び回数の増加を図ります。 ○地域に住む外国人市民や小中学校のALTの協力を得て、外国語や外国の文化に触れることで、子どもたちのコミュニケーション能力の一層の育成を図ります。 ○学校教育全体で取り組んでいく多文化共生に向けた、教員の一層の意識向上を図る研修を行います。
実施主体	市（市民活動課、指導課）、土浦ユネスコ協会、地域

推進施策 40	国際交流イベントの開催
現 状	土浦市国際交流協会では、国際交流に関する事業を実施しているが、参加者が少ない。
現在行っている 主な事業内容	○JICA筑波センター研修員との交流 ○中高生と外国人との食文化交流 ○キララまつり七夕おどりコンテスト参加 ○地域ふれあい事業
今後の取り組み 及び目標	土浦市国際交流協会と連携し、魅力あるイベントを創出するとともに幅広い年齢層の日本人市民と外国人市民との交流機会の提供を図ります。
実施主体	市（市民活動課）、土浦市国際交流協会

推進施策 41	多国語講座の開催
現 状	様々な国の言語を学ぶ多国語講座を開催し、気軽に外国人市民に話しかけられるようなきっかけづくりを行っている。
現在行っている 主な事業内容	土浦市国際交流協会主催の多国語講座の開催
今後の取り組み 及び目標	○多文化共生の意識を醸成するため、土浦市国際交流協会と連携して多国語講座の充実を図ります。 ○市職員の多文化共生意識を深めるため、語学研修や外国人市民の窓口対応に関する研修を実施します。
実施主体	市（市民活動課、人事課）、土浦市国際交流協会

推進施策 42	国際交流・多文化共生講座の開催
現 状	<p>○国際交流に関するイベントへの参加者が少ない。</p> <p>○なじみの薄い多文化共生について周知・理解を図る機会が少ない。</p>
現在行っている 主な事業内容	<p>土浦市国際交流協会が主催する交流イベントや姉妹都市・友好都市との交流について紹介する国際交流出前講座の開催</p>
今後の取り組み 及び目標	<p>○学校や地域で多文化共生の基礎講習や外国人市民から話を聞くなど、多文化共生講座を実施します。</p> <p>○市広報や土浦市国際交流協会広報などで国際交流や多文化共生に関する記事や市内に住む外国人市民を紹介する記事を掲載します。</p>
実施主体	<p>市（市民活動課、広報広聴課、各地区公民館、生涯学習課、関係各課）、土浦市国際交流協会</p>

推進施策 43	市民や市職員への多文化共生意識の啓発
現 状	<p>○外国人市民に対して偏見を持っている日本人市民がいる。</p> <p>○なじみの薄い多文化共生について周知・理解を図る機会が少ない。</p> <p>○市役所に来庁する外国人市民の中には、日本語が分からない人も多い。また、各種制度の内容を理解させることが難しい。</p>
現在行っている 主な事業内容	<p>みんなで協働のまちづくりシンポジウム「ひと・まち・世界がつながる～外国人と共に生きる地域づくり」の開催</p>
今後の取り組み 及び目標	<p>○日本人市民として外国人市民に対する偏見を捨て、あいさつ等の声かけを行います。</p> <p>○生活習慣などのルールを理解してもらうための活動に取り組みます。</p> <p>○多文化共生の基礎講習や外国人市民から話を聞くなど、多文化共生についての市職員研修を実施します。</p> <p>○市職員を対象とした語学研修を実施します。</p>
実施主体	<p>市（市民活動課、人事課）、地域</p>

＜施策のテーマ② 外国人市民の自立と地域社会への参画＞

推進施策 44	外国人市民の町内会への加入及び活動への参加促進
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣の違いや理解不足から地域で日本人市民とトラブルになることがある。 ○町内会に加入している外国人市民が少ないため、地域での生活情報を得る機会が少ない。 ○多言語版の町内会への加入案内を作成しているが、周知が十分でない。 ○外国人市民の中には、「町内会」という組織について分からない人が多い。
現在行っている 主な事業内容	多言語版の町内会への加入案内の作成及び配布
今後の取り組み 及び目標	<ul style="list-style-type: none"> ○住民登録に来庁する機会に、国際交流ボランティアを活用した多言語による町内会への加入案内を実施し、外国人市民の町内会への加入者を増やします。 ○町内会と連携し、地域のお祭りや防災訓練など、外国人市民の地域行事への参加を促進します。 ○外国人児童生徒を通じて保護者に加入案内を行い、町内会への加入者を増やします。
実施主体	市（市民活動課）、地域

推進施策 45	多文化共生を推進するキーパーソンの発掘・育成
現 状	多文化共生の推進のためには、外国人市民が地域で活動しやすい環境づくりが必要である。
現在行っている 主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○国際交流ボランティア募集 ○日本語ボランティア養成講座の開催
今後の取り組み 及び目標	<ul style="list-style-type: none"> ○町内会、土浦市国際交流協会、企業などと人材に関する情報の共有化を図り、外国人市民と日本人市民の中から継続性のあるキーパーソンを発掘・育成する方法を検討します。 ○外国人市民が地域活動に参加しやすい体制づくりを図ります。 ○地域で活躍する外国人市民を広報紙やホームページなどで紹介していきます。 ○日本人市民と外国人市民のパイプ役となるような地域のコミュニティリーダーとなる人材を発掘し、活用を図ります。
実施主体	市（市民活動課、広報広聴課、関係各課）、土浦市国際交流協会、企業・団体、地域

基本目標Ⅳ 多様性を活力に生かすまちづくり

施策の柱（４）多文化共生の推進体制の整備

<施策のテーマ① 自治体の推進体制の整備>

推進施策 46	土浦市多文化共生推進プランの推進
現 状	プランに基づく施策の推進を図るため、プラン推進体制の構築が必要になる。
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取り組み 及び目標	○多文化共生の地域づくりを推進するために、市民や地域、企業・団体、学校、行政などが協働でプランを推進します。 ○多文化共生を推進するために、市内部の連携や外部機関などとの連携を図り、推進体制の強化を行いながらプランに基づく施策に取り組みます。
実施主体	市（市民活動課、関係各課）、企業・団体、学校、地域

推進施策 47	土浦市多文化共生推進庁内連絡会議の設置
現 状	プランに基づく施策の推進を図るため、市役所内の横断的な連携を図り、プランを推進する必要がある。
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取り組み 及び目標	多文化共生の地域づくりに向けた事業を効果的に推進するため、庁内連絡会議を設置し、外国人市民の意識や実態を的確に把握するとともに市内部の横断的な連携を図りながら推進します。
実施主体	市（市民活動課、関係各課）

推進施策 48	土浦市国際交流協会運営支援
現 状	市は、土浦市国際交流協会への事業補助を行うとともに事務局として協会運営を支援している。
現在行っている 主な事業内容	国際交流事業補助
今後の取り組み 及び目標	市は、協会が行う国際交流・多文化共生事業や組織強化などの支援を行い、多文化共生の地域づくりを推進します。
実施主体	市（市民活動課）

推進施策 49	外国人市民の視点や発想を取り入れる機会の確保
現 状	多文化共生の地域づくりを推進するために、外国人市民の視点や発想に耳を傾け、問題や課題を抽出する必要がある。
現在行っている 主な事業内容	土浦商工会議所主催のまち歩き講座「外国人目線で土浦の不思議・魅力発見！」の開催
今後の取り組み 及び目標	○外国人市民の視点や発想に耳を傾け、集約した意見を分析して、多文化共生の推進に反映します。 ○まち歩き講座の一層の充実を図ります。
実施主体	市（市民活動課）、土浦商工会議所、土浦市国際交流協会

＜施策のテーマ② 地域における各主体の役割分担と連携・協働＞

推進施策 50	土浦市多文化共生推進連絡会議の設置
現 状	プランに基づく施策の推進を図るため、プランの進行管理を行う必要がある。
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取り組み 及び目標	○本プラン策定後は、外部の委員で構成される土浦市多文化共生推進連絡会議によりプランの進行管理を行います。 ○土浦市多文化共生推進庁内連絡会議と協働で、事業の進行状況の確認や見直しを行います。 ○より多くの外国人市民を委員に委嘱し、外国人市民が恒常的に行政に意見を言える機会を作ります。
実施主体	市（市民活動課）

推進施策 51	県や他市町村との連携
現 状	県や他市町村、他の国際交流協会が取り組んでいる多文化共生施策についての様々な情報が必要である。
現在行っている 主な事業内容	未実施
今後の取り組み 及び目標	○県や他市町村、他の国際交流協会と連携し、情報交換を図りながら多文化共生を推進します。 ○県や他市町村の多文化共生推進施策の調査・研究を行いながら事業の進行状況の確認や見直しを行います。
実施主体	市（市民活動課）、県、他市町村


推進施策 52	外国人市民を雇用している企業との連携
現 状	○雇用形態や賃金など、待遇面の問題で日本人との差がある。 ○就業の際に言葉の問題がある。
現在行っている 主な事業内容	○ハローワークでの国籍で差別しない公正な採用選考及び外国人の雇用管理の改善などに関する相談 ○ハローワークでの外国人就労準備研修（J I C E（日本国際協力センター）と連携）の受講斡旋
今後の取り組み 及び目標	○企業などと連携して外国人市民を雇用する際の就業条件や就業環境の整備・充実を図ります。 ○外国人市民を雇用する際の企業における社会的責任の啓発をハローワークと連携して進めます。 ○外国人市民を雇用している企業と連携して日本語学習の支援を行います。 ○国際交流・国際理解への支援、協力を促進します。
実施主体	市（市民活動課、商工観光課）、企業、ハローワーク、土浦市国際交流協会、土浦ユネスコ協会

推進施策 53	留学生を受け入れている大学との連携事業の促進
現 状	近隣の大学に数多くの留学生が在籍しているが、活用する機会が少ない。
現在行っている 主な事業内容	○国際理解教室での留学生による自国や文化の紹介 ○各種国際交流事業への参加
今後の取り組み 及び目標	○通訳や翻訳、国際理解教育などでの活用を図るとともに国際交流事業などへの参加を促進します。
実施主体	市（市民活動課）、大学、土浦市国際交流協会、土浦ユネスコ協会

推進施策 54	土浦市国際交流協会との連携
現 状	土浦市国際交流協会では、国際交流事業や多文化共生に関する事業を行っているが、認知度が低く、参加者も少ない。
現在行っている 主な事業内容	○各種国際交流事業の開催 ○日本語教室の開催
今後の取り組み 及び目標	○国際交流協会と連携して、国際交流や多文化共生の推進につながる事業を実施します。 ○市民や企業、関係団体、行政とのパイプ役としての活動を推進します。
実施主体	市（市民活動課）、土浦市国際交流協会

推進施策 55	地域住民との連携
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○多文化共生を推進するためには、外国人市民が地域の担い手であるという意識を持ち、地域の行事などへ積極的に参加することが大切である。 ○地域社会全体で、地域の担い手として外国人市民が参加しやすい環境を整備する必要がある。
現在行っている 主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○多言語版の町内会への加入案内の作成及び配布 ○地域における国際理解教室の開催
今後の取り組み 及び目標	<ul style="list-style-type: none"> ○町内会と連携し、外国人市民の町内会への参加についての啓発及び支援を行います。 ○多文化共生意識を醸成し国際理解を深めるため、外国人市民と日本人市民の交流を促進します。
実施主体	市（市民活動課）、地域、土浦ユネスコ協会

< 參考資料 >



資料1 「土浦市多文化共生に関する市民意識調査」のまとめ

◇若い世代は、外国人市民との付き合いが少なく、親しみをあまり感じていない傾向が見られる。一方で、外国人との交流を求める傾向も強く、交流のきっかけ、場所の確保が必要である。

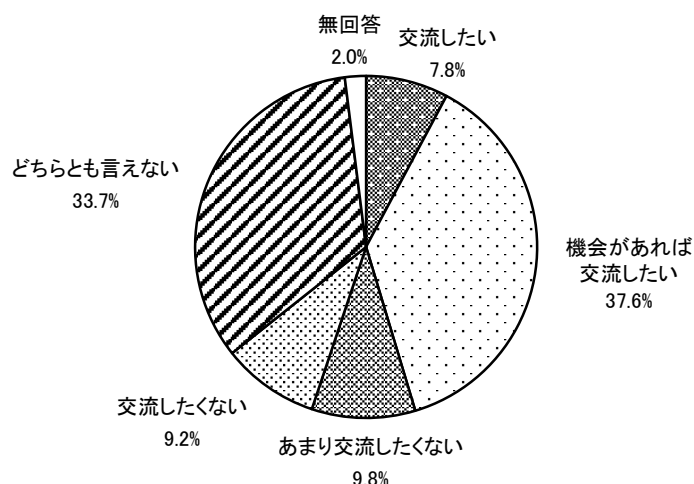
[年代別に見た外国人市民との付き合いの有無]

		n	合計	親しく付き合っている人がいる	あいさつをする程度の人がある	付き合いはない	家族や親族に外国人市民がいる	その他	無回答
全体		1122	1122	58	188	785	27	32	32
			100.0%	5.2%	16.8%	70.0%	2.4%	2.9%	2.9%
年代別	20歳代	76	76	3	9	62	1	1	0
			100.0%	3.9%	11.8%	81.6%	1.3%	1.3%	0.0%
	30歳代	135	135	7	25	97	3	2	1
			100.0%	5.2%	18.5%	71.9%	2.2%	1.5%	0.7%
	40歳代	190	190	13	51	116	5	4	1
			100.0%	6.8%	26.8%	61.1%	2.6%	2.1%	0.5%
	50歳代	158	158	14	31	101	4	7	1
			100.0%	8.9%	19.6%	63.9%	2.5%	4.4%	0.6%
	60歳代	266	266	13	36	196	9	7	5
			100.0%	4.9%	13.5%	73.7%	3.4%	2.6%	1.9%
70歳代	238	238	5	33	174	4	9	13	
		100.0%	2.1%	13.9%	73.1%	1.7%	3.8%	5.5%	
80歳代以上	52	52	3	2	34	1	2	10	
		100.0%	5.8%	3.8%	65.4%	1.9%	3.8%	19.2%	
無回答	7	7	0	1	5	0	0	1	
		100.0%	0.0%	14.3%	71.4%	0.0%	0.0%	14.3%	

- ・20歳代は「付き合いはない」が81.6%と全体と比較して多い。30～50歳代は「あいさつをする程度の人がある」が全体と比べて割合が多い。40～50歳代は「親しく付き合っている人がいる」が全体と比べて割合が多い。

[外国人市民との交流意向]

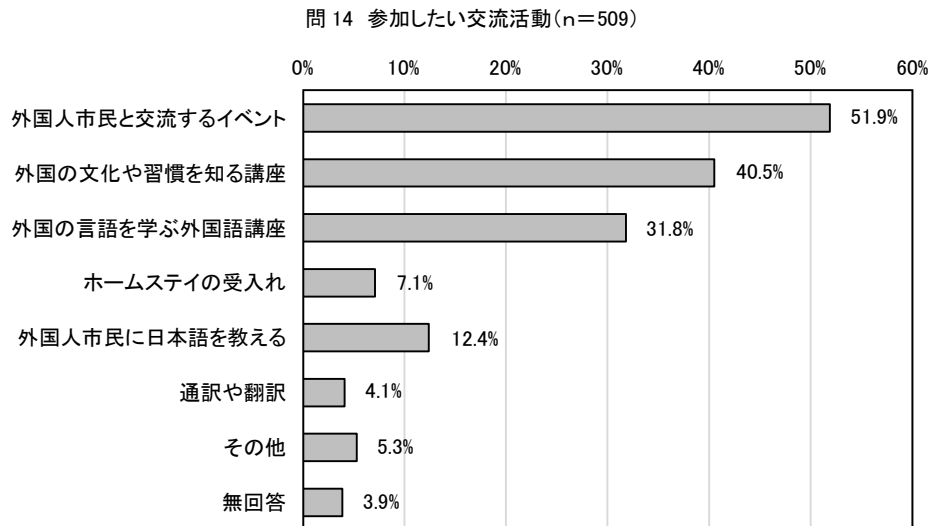
問13 外国人市民と交流したいと思うか(n=1122)



- ・「機会があれば交流したい」が37.6%と最も多く、「あまり交流したくない」「交流したくない」の合計は19.0%となっている。

◇具体的な外国人市民との交流としては、イベントや講座など外国人市民や外国の文化、言語と触れ合う機会に関する要望が多く、自発的に交流をしている人は少ない。

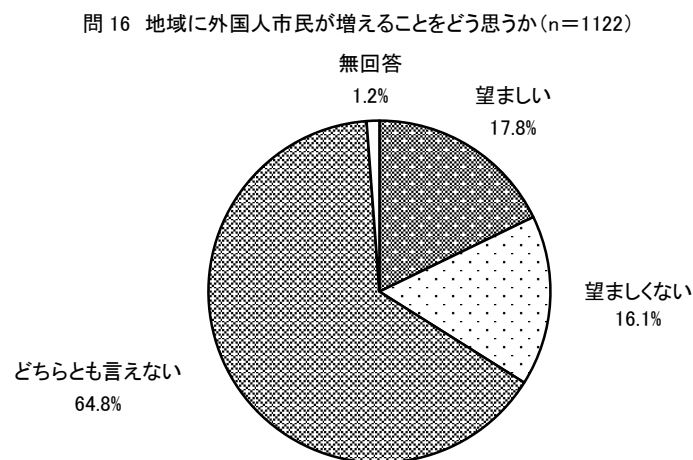
[希望する外国人市民との交流の活動内容]



- ・問 13 で「外国人市民と交流したい」と答えた回答者の参加したい交流活動は、「外国人市民と交流するイベント」が51.9%と最も多く、「外国の文化や習慣を知る講座」が40.5%、「外国の言語を学ぶ外国語講座」が31.8%と多くなっている。

◇外国人市民が増えることで「トラブルやもめごとが増える」、「治安が悪化する」等のマイナスイメージを抱く人が多い。

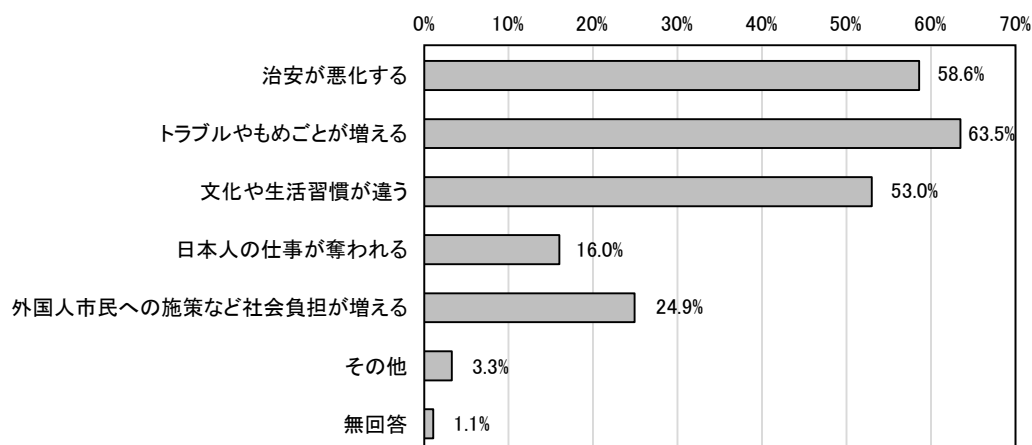
[外国人市民の増加に対する思い]



- ・回答者の外国人市民の増加に対する思いは、「望ましい」は17.8%、「望ましくない」は16.1%となっている。

[外国人市民の増加が望ましくない理由]

問 18 外国人市民が増えることが望ましくない理由 (n=181)

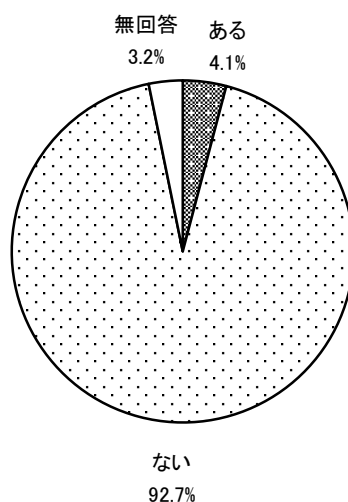


・問 16 で「外国人市民が増えることが望ましくない」と答えた回答者の理由としては、「トラブルやもめごとが増える」が 63.5%と最も多く、「治安が悪化する」(58.6%)、「文化や生活習慣が違う」(53.0%)が続いている。

◇外国人市民が増えることで「トラブルやもめごとが増える」「治安が悪化する」などのマイナスイメージを抱く人が多いが、実際には、外国人市民との付き合いがある人は少ないため、トラブルの経験も少ない。

[近くに住む外国人市民とのトラブルの経験]

問 19 近くに住む外国人市民とトラブルになったことがあるか (n=1122)

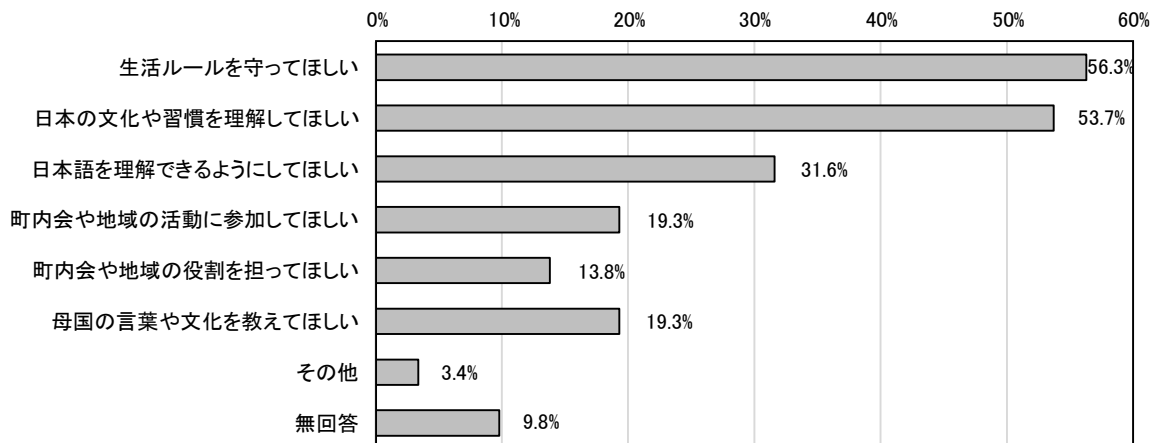


・回答者のうち「ない」と答えた人が 92.7%、「ある」と答えた人は 4.1%に留まっている。

◇外国人市民が日本で暮らすためには、生活ルールを守り、日本の習慣や文化を受け入れてほしいと望んでいる日本人市民が多い。

[地域に住む外国人市民に望むこと]

問 27 地域に住む外国人市民に望むこと(n=1122)

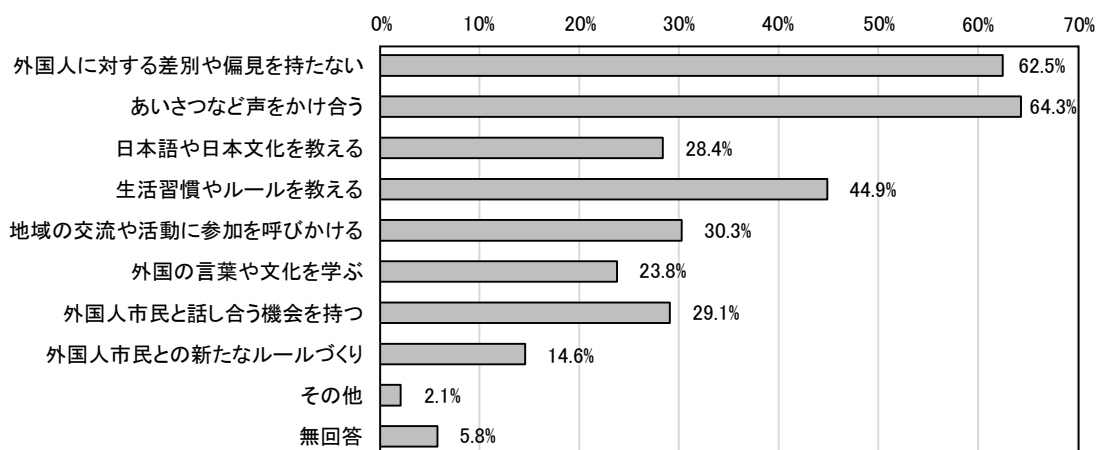


・「生活ルールを守ってほしい」という回答が56.3%と最も多く、「日本の文化や習慣を理解してほしい」(53.7%)、「日本語を理解できるようにしてほしい」(31.6%)が続いている。

◇日本人市民として、外国人市民に対する偏見を捨て、あいさつなどの声かけを行い、生活習慣やルールを理解してもらうための活動が必要であると感じている。

[日本人市民、地域としてすべきこと]

問 28 外国人市民と日本人市民が共に暮らしやすい地域にするために、日本人市民、地域として何をすべきだと思うか(n=1122)



・回答者の外国人市民と日本人市民が共に暮らしやすい地域にするために、日本人市民、地域がすべきことについては、「あいさつなど声をかけ合う」が64.3%と最も多く、次いで「外国人に対する差別や偏見を持たない」(62.5%)が多く、「生活習慣やルールを教える」(44.9%)が続いている。

◇調査の実施概要と調査結果

①実施概要

- ・ 調査実施時期：平成 25 年 10 月～11 月
- ・ 調査対象：土浦市に居住している満 20 歳以上の男女 3,000 人
- ・ 調査項目：外国人市民との交流状況、外国人市民との暮らしについての意識、多文化共生のためにすべきことなど 全 31 項目
- ・ 配付方法：郵送
- ・ 回収方法：郵送

②調査結果

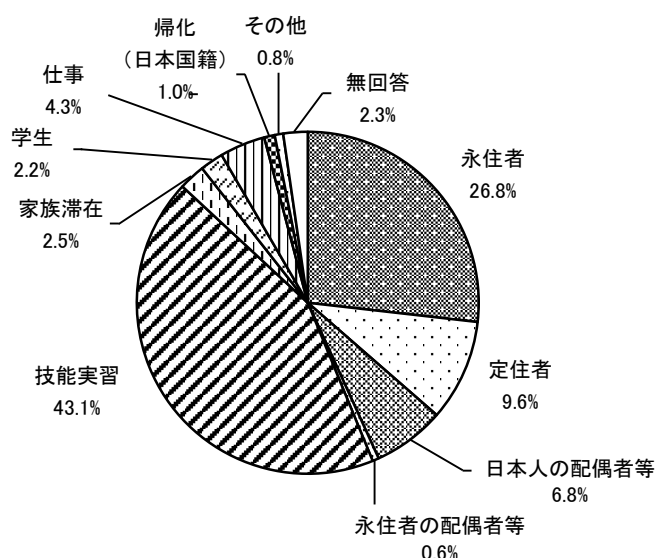
配布部数	郵送戻りなど	対象者数	回収数	回収率
3,000 人	36 人	2,964 人	1,122 人	37.9%

資料2 「土浦市外国人市民等実態調査」のまとめ

◇外国人市民を捉える時に、在留資格による日本での滞在期間の違いにより、抱える問題に大きく差があることが分かった。「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「帰化（日本国籍）」は長期滞在のグループ、「技能実習」「家族滞在」「学生」「仕事」「その他」は短期滞在のグループに分けられる。

[在留資格など]

問4 在留資格(n=511)



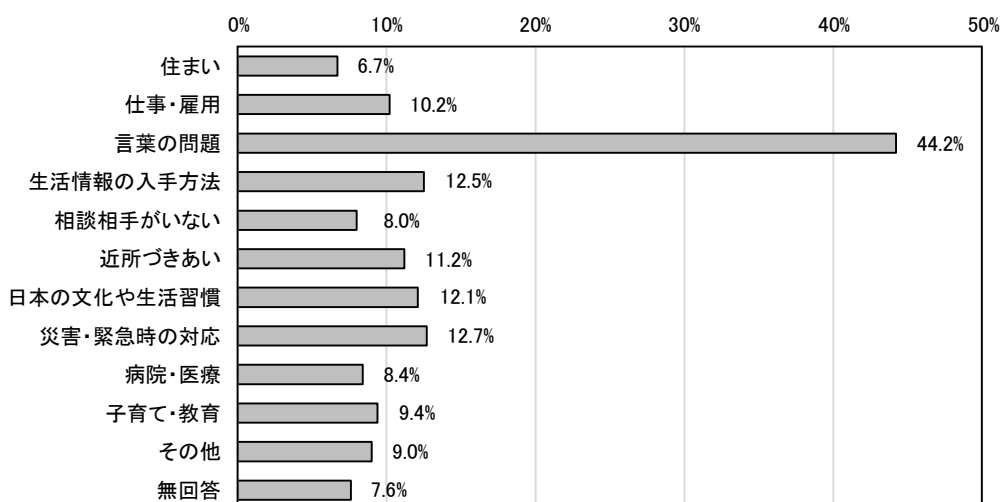
・回答者の在留資格などは、「技能実習」が43.1%と最も多く、次いで「永住者」が26.8%、「定住者」が9.6%となっている。

また、「永住者」・「定住者」・「日本人の配偶者等」・「永住者の配偶者等」・「帰化（日本国籍）」は“長期滞在”のグループ、「技能実習」・「家族滞在」・「学生」・「仕事」・「その他」は“短期滞在”のグループに分けられ、“長期”のグループの割合は44.8%、“短期”のグループは52.9%となっている。

◇外国人市民は、毎日の暮らしの中で、言語に関する困りごとが非常に多い。

[普段の生活での困りごと]

問 10 普段の生活で困っていること(n=511)

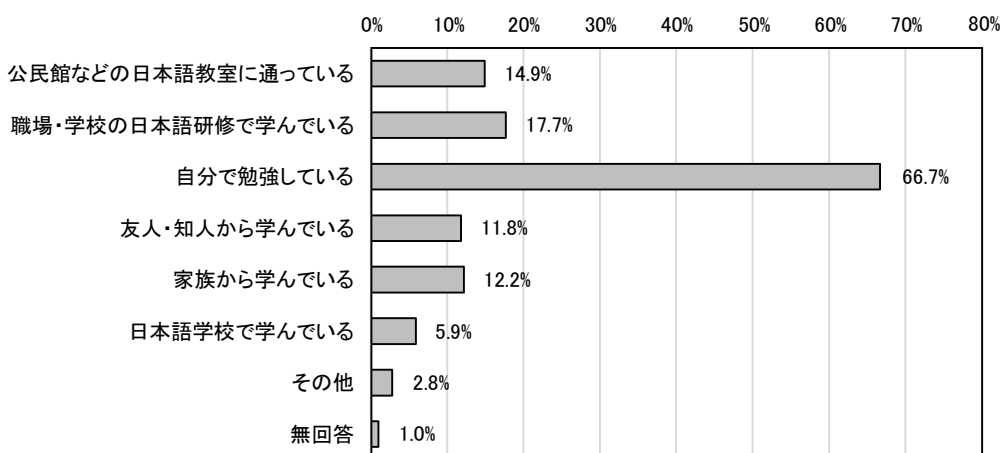


・普段の生活での困りごととしては、「言葉の問題」が44.2%ととび抜けて最も多く、「災害・緊急時の対応」が12.7%、「生活情報の入手方法」が12.5%となっている。

◇外国人市民は、独学で日本語を学習する傾向が強く、日本語教室に通う人は少ない状況が見られた。日本語教室の開催日時や場所の検討、日本語教師の確保及び人材育成が課題となっている。

[日本語の学習方法]

問 20 日本語を学んだ方法(n=288)

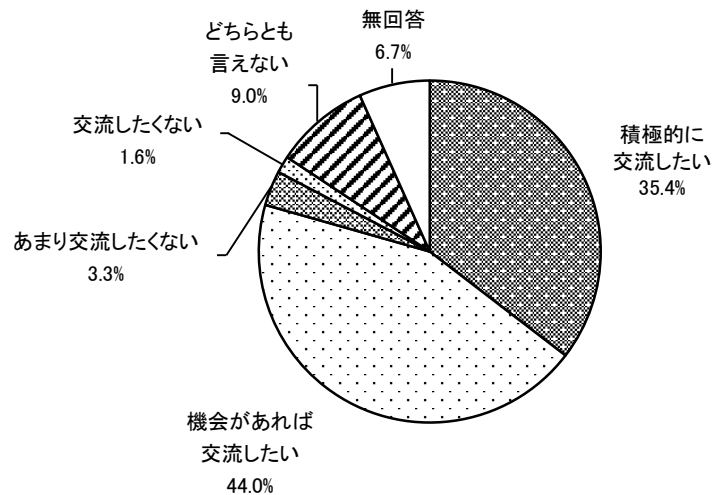


・「日本語を学んでいる」と答えた回答者の日本語の学習方法は、「自分で勉強している」が66.7%ととび抜けて最も多く、「職場・学校の日本語研修で学んでいる」が17.7%、「公民館などの日本語教室に通っている」が14.9%となっている。

◇外国人市民の多くが日本人市民と交流したい意向を持ち、具体的には「日本の文化や習慣を学びたい」「スポーツや同好会などの趣味の活動」のニーズが高い。

[日本人との交流意向]

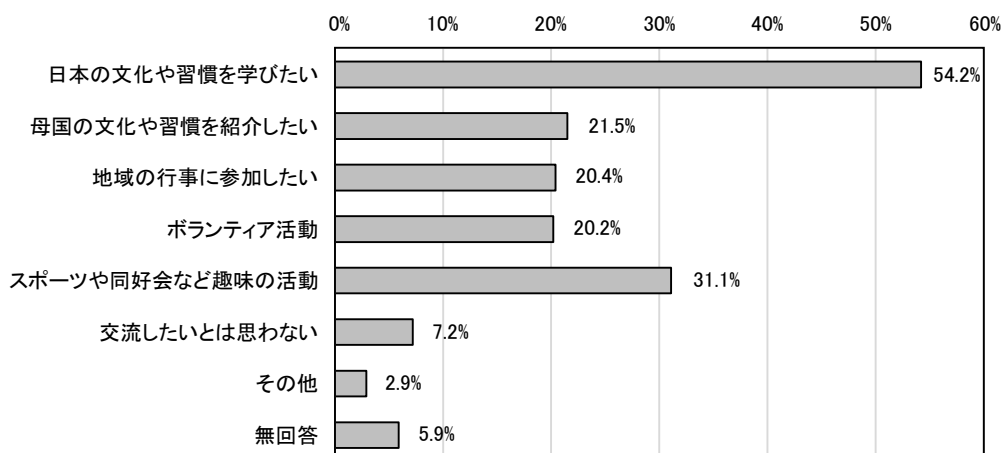
問 28 日本人との交流について(n=511)



- 日本人との交流意向は、「機会があれば交流したい」が44.0%と最も多く、「積極的に交流したい」が35.4%、「どちらとも言えない」が9.0%となっている。

[希望する日本人との交流方法]

問 31 住んでいる地域で日本人とどんな交流をしたいか(n=511)

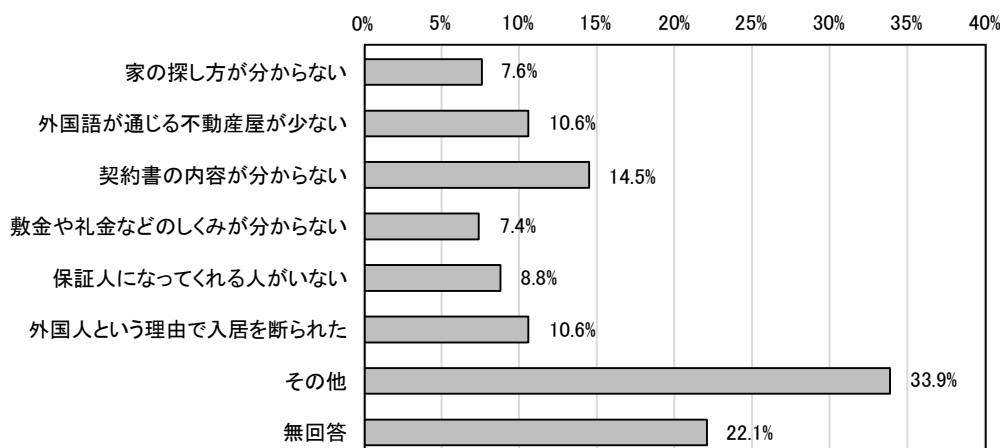


- 「日本の文化や習慣を学びたい」が54.2%と最も多く、「スポーツや同好会などの趣味の活動」が31.1%、「母国の文化や習慣を紹介したい」が21.5%となっている。

◇住まいについては、長期滞在の外国人市民で日本の不動産の賃貸契約、売買取引などが分かりにくいとする意見が見られた。

[家についての困りごと]

問 12 家について困ったことは(n=511)

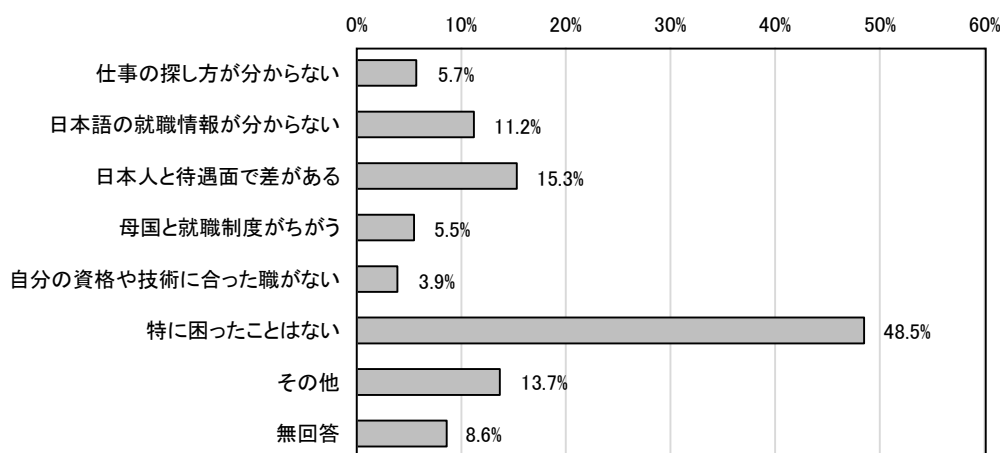


・「その他」が33.9%と最も多く、「契約書の内容が分からない」が14.5%、「外国語が通じる不動産屋が少ない」、「外国人という理由で入居を断られた」が共に10.6%となっている。また、「その他」の内訳を見ると、142件中131件が「問題はない」という回答となっている。

◇仕事・雇用については、長期滞在の外国人市民で日本人との待遇面で差があること、日本語の就職情報が分からないなど、多様な課題が見られた。

[求職時の困りごと]

問 17 仕事を探すときに困ったこと(n=511)

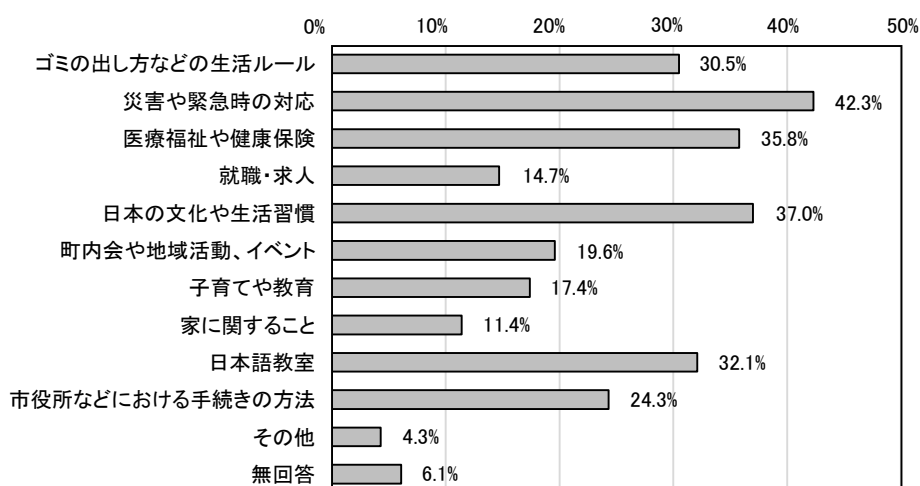


・求職時の困りごとについては、「特に困ったことはない」が48.5%と最も多く、「日本人と待遇面で差がある」が15.3%、「日本語の就職情報が分からない」が11.2%となっている。

◇情報入手については、普段の生活に必要な情報が多様な分野にわたるものの、多言語での情報提供は少ない状況にある。

[普段の生活に必要な情報]

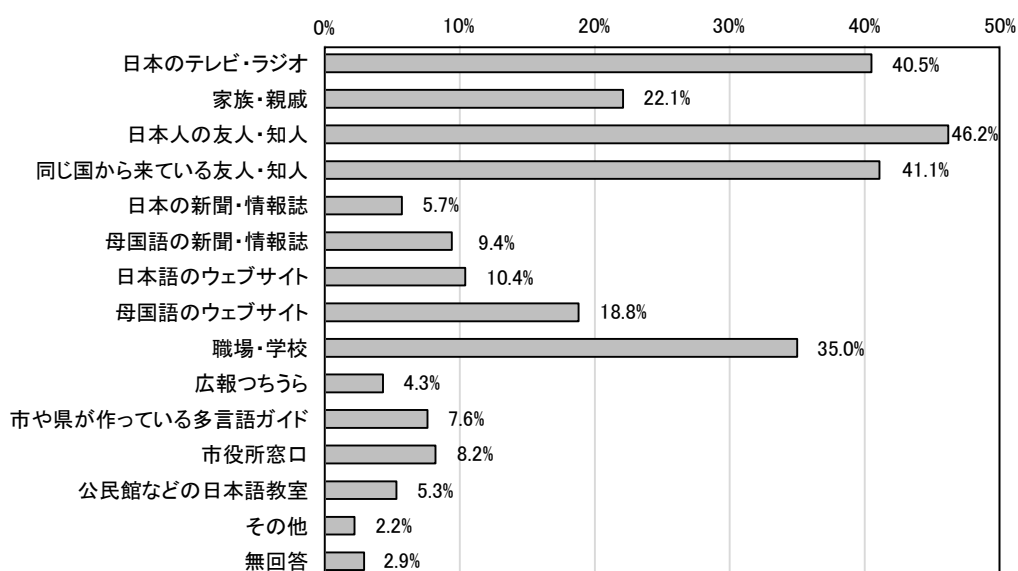
問 22 普段の生活に必要な情報 (n=511)



- ・ 普段の生活に必要な情報は、「災害や緊急時の対応」が 42.3%と最も多く、「日本の文化や生活習慣」が 37.0%、「医療福祉や健康保険」が 35.8%となっている。

[必要な情報の入手方法]

問 23 普段の生活に必要な情報はどこから手に入れているか (n=511)

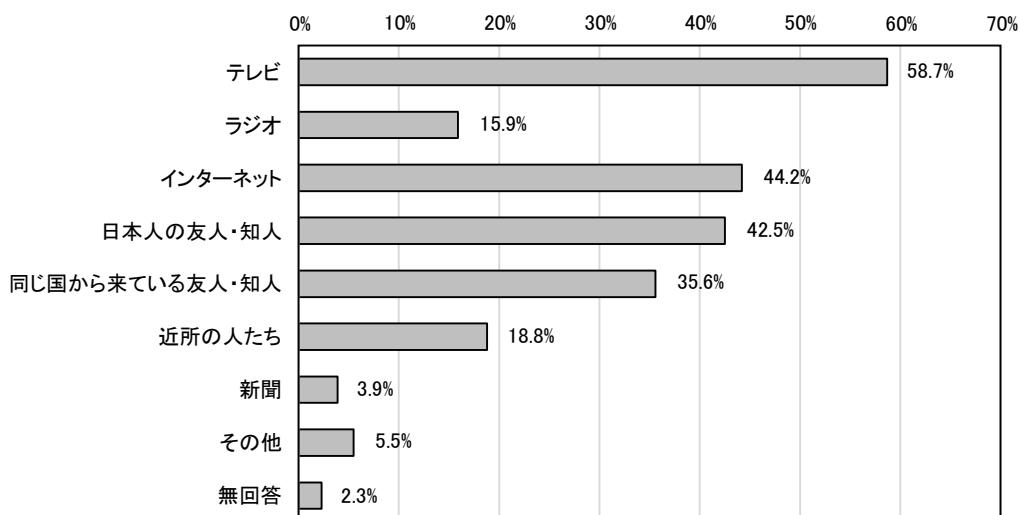


- ・ 必要な情報の入手方法は、「日本人の友人・知人」が 46.2%と最も多く、「同じ国から来ている友人・知人」が 41.1%、「日本のテレビ・ラジオ」が 40.5%となっている。一方、「市役所窓口」は 8.2%、「市や県が作っている多言語ガイド」は 7.6%、「広報つちうら」は 4.3%と公的な情報発信ツールや窓口の需要が低い傾向が伺える。

◇外国人市民は、災害時の避難場所や災害発生時の対処方法について学ぶ機会が少ない。

[災害時の情報入手方法]

問33 災害が起きたときに必要な情報はどこから手に入れるか(n=511)

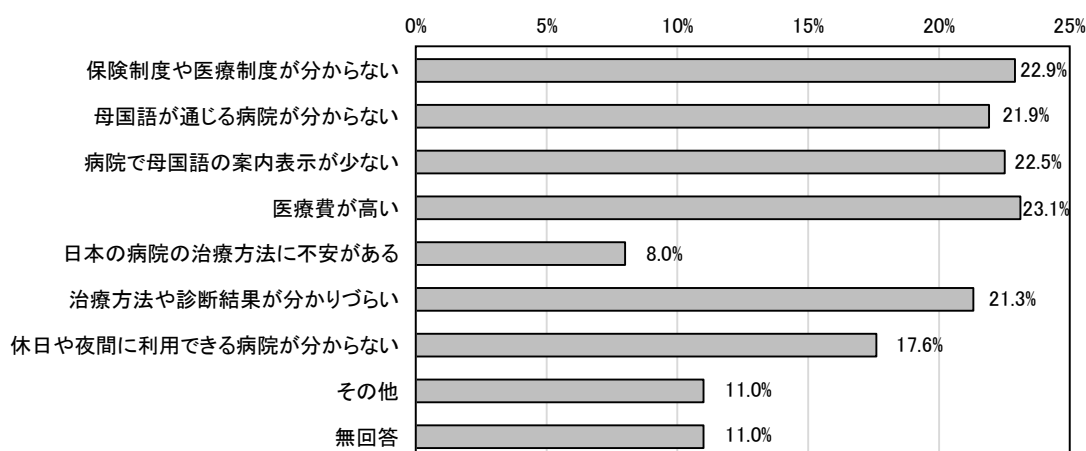


・「テレビ」が58.7%と最も多く、「インターネット」(44.2%)、「日本人の友人・知人」(42.5%)が続いている。

◇医療・保険については、医療費が高いこと・制度自体が分かりづらいことに加え、受診する際に不便さを感じている傾向が見られた。

[保険や医療の困りごと]

問39 保険や医療のことで困っていることや心配なこと(n=511)

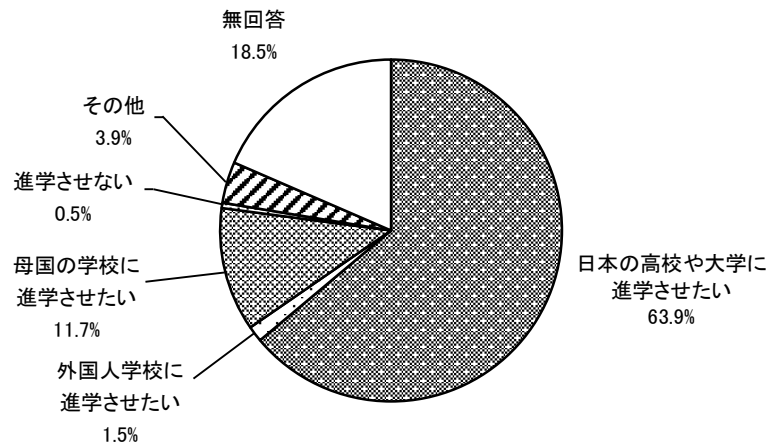


・保険や医療の困りごとは、「医療費が高い」が23.1%と最も多く、「保険制度や医療制度が分からない」が22.9%、「病院で母国語の案内表示が少ない」が22.5%となっている。

◇外国人市民の多くが、日本の学校に子どもを通わせ、将来も日本での生活を考
 えている。一方、教育費が高いこと、日本語能力の問題から進学することへの
 不安を感じている人が多い。

[将来の子どもの進路の希望]

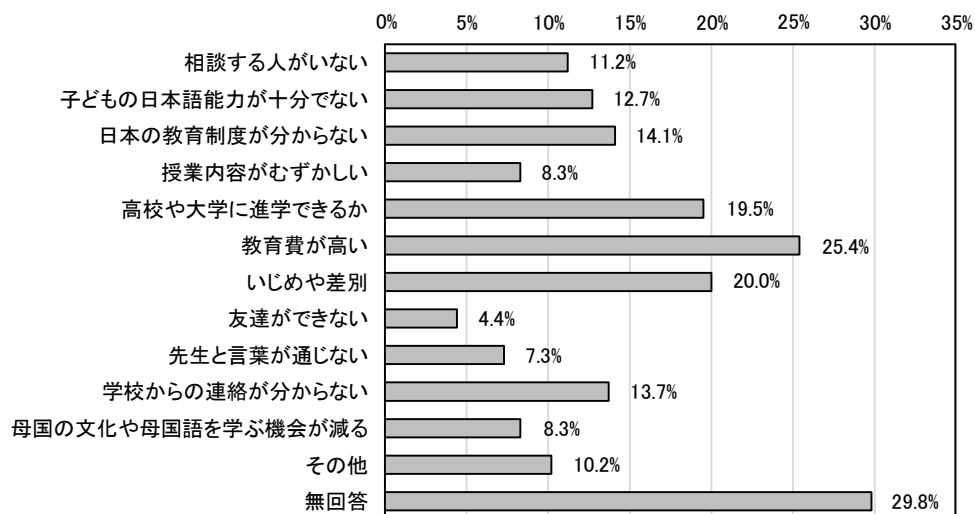
問 46 将来は子どもをどのような進路に進ませたいか(n=205)



・15歳以下の子どもがいると答えた回答者の将来の子どもの進路の希望は、「日本の高校や大学に進ませたい」が63.9%と最も多く、「母国の学校に進ませたい」が11.7%、「その他」が3.9%となっている。

[子どもの教育に関する困りごとや心配ごと]

問 47 子どもの教育で困っていることや心配なこと(n=205)

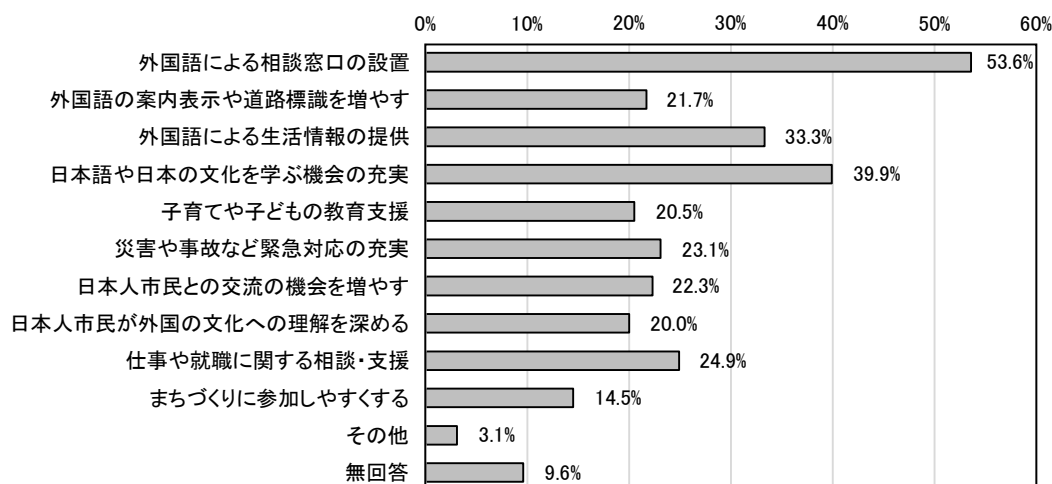


・15歳以下の子どもがいると答えた回答者の子どもの教育に関する困りごとや心配ごとでは、「教育費が高い」が25.4%と最も多く、「いじめや差別」が20.0%、「高校や大学に進学できるか」が19.5%で続いている。

◇外国人市民は、「外国語による相談窓口の設置」「日本語や日本の文化を学ぶ機会の充実」「外国語による生活情報の提供」についてのニーズが高い。今後、外国人市民への窓口サービスの充実と十分な周知が必要と予想される。

[行政がすべき施策]

問 48 外国人市民にとって土浦市がもっと暮らしやすいまちになるために、行政は何をするべきか (n=511)



- ・回答者の考える、外国人市民にとって土浦市がもっと暮らしやすいまちになるために行政がすべき施策としては、「外国語による相談窓口の設置」が 53.6%と最も多く、「日本語や日本の文化を学ぶ機会の充実」が 39.9%、「外国語による生活情報の提供」が 33.3%となっている。

また、問 23 (情報の入手方法) では、「市役所窓口」の割合が少ない傾向にあったのに対し、問 48 では「外国語による相談窓口の設置」の割合が最も多くなっている。今後、外国人市民への窓口サービスの充実と十分な周知が必要と想定される。

◇調査の実施概要と調査結果

①実施概要

- ・ 調査実施時期：平成 25 年 10 月～12 月
- ・ 調査対象：土浦市に居住または勤務している満 18 歳以上の男女
- ・ 調査項目：普段の生活での困りごと、仕事や雇用の状況、日本語の学習状況、情報の入手方法、地域社会との関わり、防災、医療、子育て・教育、多文化共生のためにすべきこと など全 49 項目
- ・ 配布方法：外国人を雇用している市内の事業所などや小中学校、保育所への訪問留置回収、日本語教室、市役所窓口、イベント会場などでのヒアリング調査
- ・ 回収方法：訪問及び郵送回収
- ・ その他：調査票については、振り仮名付きの日本語版と外国語版（英語、中国語、ポルトガル語、タイ語、韓国語、インドネシア語）の 2 種類を配布し、どちらか一方を回答

②調査結果

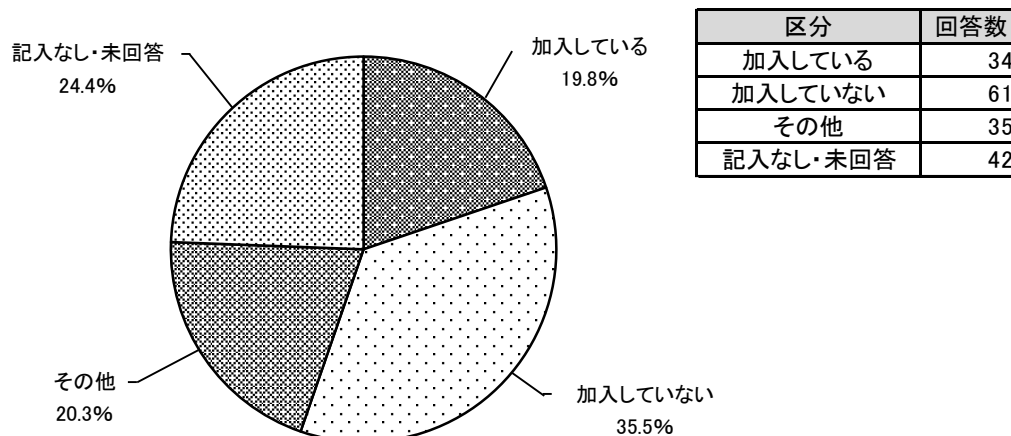
調査対象	対象者数	回収数	回収率
事業所など	559 人	342 人	61.2%
小中学校・保育所の保護者	213 人	118 人	55.4%
その他（日本語教室、イベントなど）	78 人	51 人	65.4%
合計	850 人	511 人	60.1%

資料3 「地域における外国人市民に関するアンケート」のまとめ

◇(1)-1 外国人世帯の町内会加入について（単数回答）

外国人世帯の町内会加入状況は、「加入していない」が35.5%と最も多く、「その他」20.3%、「加入している」19.8%となっている。

問1 外国人世帯の町内会加入について(n=172)



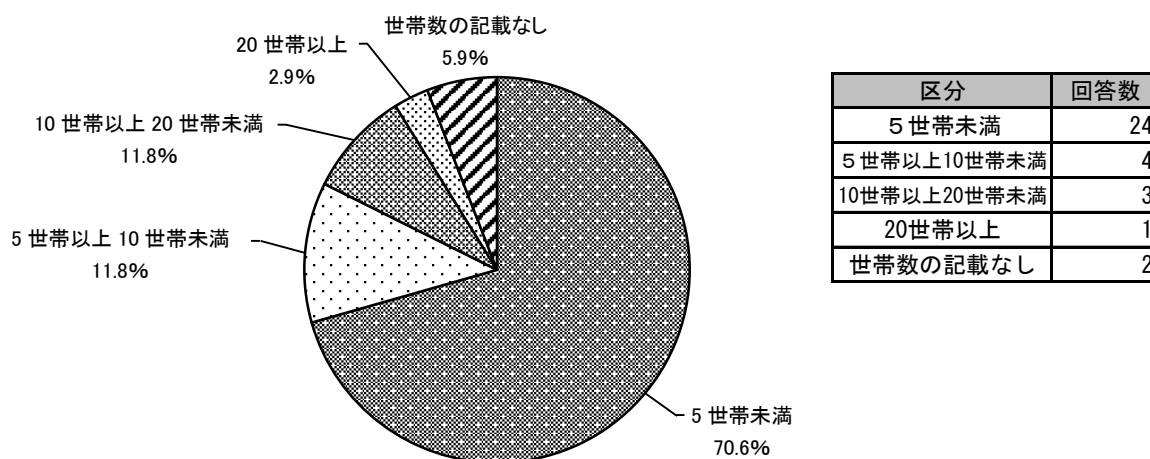
●「その他」「記入なし・未回答」の主な理由

- ・事業所と思われるところはある。(町会費は徴収している)
- ・一部加入しているが、加入していない世帯も多い。
- ・外国人がいない。
- ・外国人世帯が無い。
- ・アパート居住者の把握が出来ないので不明。
- ・外国人世帯を把握していない。

◇(1)-2 外国人世帯が加入している場合の世帯数について（単数回答）

外国人世帯が加入している場合の世帯数は、「5世帯未満」が70.6%と最も多く、「5世帯以上10世帯未満」11.8%、「10世帯以上20世帯未満」8.8%となっている。

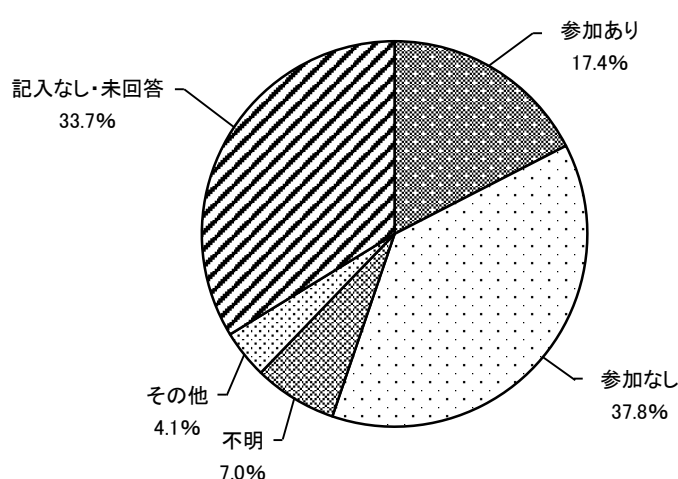
問1 外国人世帯が加入している場合の世帯数(n=34)



◇(2)-1 外国人市民の町内会行事の参加について（単数回答）

外国人市民の町内会行事の参加状況は、「参加なし」が37.8%と最も多く、「記入なし・未回答」33.7%、「参加あり」17.4%となっている。

問2 外国人市民の町内会行事への参加について(n=172)



区分	回答数
参加あり	30
参加なし	65
不明	12
その他	7
記入なし・未回答	58

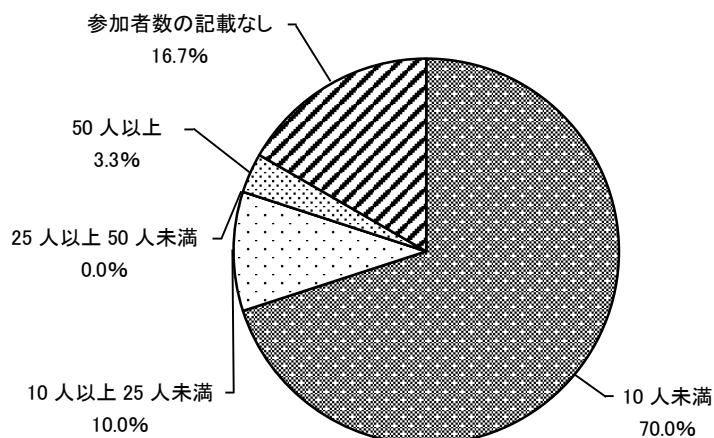
●「その他」と回答した主な理由

- ・参加はあるが人数は把握していない。
- ・参加をするのは子どもがいる人。

◇(2)-2 町内会行事への参加ありの場合の人数

外国人市民の町内会行事の参加ありの場合の人数は、「10人未満」が70.0%と最も多く、「10人以上25人未満」10.0%、「50人以上」3.3%となっている。

問2 外国人市民の町内会行事への参加人数について(n=30)



区分	回答数
10人未満	21
10人以上25人未満	3
25人以上50人未満	0
50人以上	1
参加者数の記載なし	5

◇(3) 外国人市民に関する町内での困りごとなどについての主な意見

- ・ごみの出し方で困っている。マナーが悪い。特に外国人が経営する飲食店がひどい。
- ・外国人はいないが、他町内から来る人が多い。犬の散歩で糞の放置やゴミを置いていく、公園にコンビニ弁当のゴミを放置していくなど、見かけたときは声を掛け合おうと町内会だよりに掲載しているが、浸透しない。
- ・戸建て持ち家に外国人が居住しているが、特に問題はありません。
- ・外国人世帯とおぼしき人たちがまとまって住んでいる所があるが、町内会に未加入で普段の交流もないため詳細は不明。
- ・外国人世帯の人たちとのトラブルなどは報告されていない。
- ・日本人と結婚している世帯は把握しているが、夫婦とも外国人世帯は把握していない。
- ・外国人市民のみの世帯が町内に住むことが、これからは充分発生しうることなので、他町内会の状況（問題点）の情報がほしい。
- ・町内会に未加入（アパートなどに入居している）外国人（タイ人・フィリピン人）などは生ごみ（分別収集含む）をよく理解していないので困っている。
- ・言葉が通じなくコミュニケーションがとれないため、町内会に加入してもらっても、市報をはじめ、他の住民と同レベルのサポートができないので、積極的に加入活動を行えない。
- ・外国人がいれば、大いに歓迎します。異文化交流のため。
- ・アパート居住の外国人がごみ出しのルールが守れないため、大家への徹底、外国語表示の注意札が必要。
- ・深夜、屋外で大声で話をする人や花火をする人がいる。風習の違いからか？日本人にもこのような人はいるが…。
- ・集合住宅に住む外国人は、ゴミ集積場の排出基準が守られていない。
- ・町内行事には進んで参加しているし、特に意見などはありません。また、同世帯者も戸建てですので、区費などに関しても問題ありません。
- ・協力的に参加をいただいています。
- ・言葉の問題が一番。
- ・アパートに住んでいる外国人とそのアパートの住人が、ごみの問題で一時ボヤ騒ぎがありました。その後アパートの持ち主と市との話し合いがあり、解決しました。
- ・ドラムや太鼓を叩く、夜遅くまで騒ぐ時がある。夏には夜中1時過ぎまで外でお酒を飲み話している。窓を開けて寝ていると話し声が聞こえるので派出所に電話をしてパトロールに来てもらった。2～3歳の子供もいるが、夜中1時過ぎでも外から声がする時がある。さらに誕生会などがあると他からも集まってくる。

◇調査の実施概要と調査結果

①実施概要

- ・ 調査実施時期：平成 25 年 10 月～11 月
- ・ 調査対象：市内 172 町内会
- ・ 調査項目：外国人市民の町内会への加入状況や行事への参加状況、町内での困りごとなど 全 3 項目
- ・ 配付方法：郵送（町内会アンケートと一緒に配付）
- ・ 回収方法：郵送（町内会アンケートと一緒に回収）

②調査結果

対象町内会数	回答町内会数	回収率
172	170	98.8%

資料4 土浦市多文化共生推進プラン策定までの経過

年月日	事項	内容
平成 25 年 8 月 22 日	第 1 回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生推進プランの策定について ・外国人の現状について ・市民意識調査、外国人市民等事態調査などの実施について
9 月 26 日	第 1 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生推進プランの策定について ・外国人の現状について ・市民意識調査、外国人市民等実態調査などの実施について
10 月～12 月		「多文化共生に関する市民意識調査」「外国人市民等実態調査」「地域における外国人市民に関するアンケート」実施
平成 26 年 2 月 3 日	第 2 回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査、外国人市民等実態調査、地域における外国人市民に関するアンケート結果について ・現状分析と課題の整理について
2 月 17 日	第 2 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査、外国人市民等実態調査、地域における外国人市民に関するアンケート結果について ・現状分析と課題の整理について
7 月 17 日	第 3 回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内各課における多文化共生推進事業の取り組み状況について ・多文化共生推進プラン（案）について
7 月 29 日	第 3 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内各課における多文化共生推進事業の取り組み状況について ・多文化共生推進プラン（案）について
10 月 17 日	第 4 回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 回策定委員会での指摘事項とその対応について ・多文化共生推進プラン（案）の検討について
10 月 28 日	第 4 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 回策定委員会での指摘事項とその対応について ・多文化共生推進プラン（案）の検討について
12 月 24 日 ～平成 27 年 1 月 23 日		プラン（案）に対する意見募集の実施（パブリック・コメント）
2 月 10 日	第 5 回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 回策定委員会での指摘事項とその対応について ・パブリック・コメント結果について ・多文化共生推進プラン（案）の検討について
2 月 13 日	第 5 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 回策定委員会での指摘事項とその対応について ・パブリック・コメント結果について ・多文化共生推進プラン（案）の検討について
3 月		土浦市多文化共生推進プランの公開

資料5 土浦市多文化共生推進プラン（案）に対する意見募集の実施

土浦市多文化共生推進プランの策定に向け、プラン（案）に対する意見募集を行いました。

案件名	土浦市多文化共生推進プラン（案）
募集期間	平成26年12月24日（水）～平成27年1月23日（金） （31日間）
計画閲覧場所	市民活動課、情報公開室、各支所・出張所、各地区公民館、市ホームページでの閲覧
提出された意見数	0件
問い合わせ件数	0件 ※ホームページアクセス数 54件 （市ホームページ パブリック・コメント 意見募集中の案件 土浦市多文化共生推進プラン（案）へのアクセス件数）
結果の公表日	平成27年2月23日（月）
結果公表の方法	市ホームページ、市民活動課、情報公開室、各支所・出張所、各地区公民館において公表
公表の趣旨	異なる文化的な背景を持つ外国人市民と日本人市民が、同じ市民として互いに尊重し、共に支え合いながら暮らして行けるまちづくりの指針となる土浦市多文化共生推進プランを策定するにあたり、土浦市パブリック・コメント手続きに関する要綱に基づき、皆さんの意見の募集を行いました。

資料6 土浦市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱

土浦市告示第173号

(目的及び設置)

第1条 国籍や民族などの異なる人々が、お互いの違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく、多文化共生社会の実現を目指すための基本的な考え方や施策をまとめた「(仮称)土浦市多文化共生推進プラン(次条において「推進プラン」という。)」を策定するため、土浦市多文化共生推進プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進プランの策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関を代表する者
- (3) 業務、活動及び生活上で外国人と関わりが深い者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に定める委員会の所掌事項が終了するまでの期間とする。

2 前条第2項第2号に規定する委員は、委嘱当時の職を退いたときは、委員の資格を失うものとする。

3 補欠により委嘱し、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 委員会の適正かつ効率的な運営を補佐するため、委員会に幹事会を置くことができるものとする。

2 代表幹事は、市民生活部長をもって充てるものとする。

3 幹事は、別表に定める者をもって充てるものとし、市長は必要に応じこれを追加することができるものとする。

4 幹事の任期は、委員の任期と同じとする。

5 幹事は、任命当時の職を退いたときは、幹事の資格を失うものとする。

6 第4条第3項の規定については、「委員」を「幹事」に読み替えてこれを準用する。

7 幹事会は、代表幹事が招集し、幹事会の会議の議長となる。

(庶務)

第8条 委員会及び幹事会の庶務は、市民生活部市民活動課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って、幹事会の運営に関し必要な事項は、代表幹事が幹事会に諮って、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第2条に定める委員会の所掌事項が終了した日に、その効力を失う。

(最初の会議)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は市長が招集し、第5条第1項の規定により委員長を定めるまでの間、会議の議長となる。

別表 (第7条関係)

市民生活部長、政策企画課長、広報広聴課長、総務課長、生活安全課長、市民課長、環境衛生課長、社会福祉課長、障害福祉課長、こども福祉課長、国保年金課長、健康増進課長、商工観光課長、住宅営繕課長、都市計画課長、教育委員会生涯学習課長、教育委員会指導課長、消防本部予防課長、消防本部警防救急課長

資料7 土浦市多文化共生推進プラン策定委員会委員名簿

役職	氏名	所属団体・職名
委員長	嶺井 明子	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
副委員長	飯嶋 正之	土浦市地区長連合会会長
委員	岡野 利夫	土浦公共職業安定所統括職業指導官
	中村 富士男 (平成 25 年度)	土浦警察署刑事第二課長
	仲内 一也 (平成 26 年度)	土浦警察署生活安全課長
	井元 光子	土浦市教育委員会指導課指導主事
	廣原 高志 (平成 25 年度)	土浦市立神立小学校校長
	小祝 良信 (平成 26 年度)	
	諸岡 久子 (平成 25 年度)	土浦市立神立保育所所長
	根本 洋子 (平成 26 年度)	
	瀬尾 洋一	土浦市社会福祉協議会常務理事
	宇田川 尚則	日立建機株式会社土浦工場 開發生産総務センタ企画グループ部長代理
	田口 長八郎	土浦市地区長連合会上大津ブロック会会長
	高橋 義昭	神立中央四丁目地区長
	田村 尚子	土浦市国際交流協会多文化共生事業部会長
	西本 均	ボランティア日本語教師
	ヤスダ 江里香	在住外国人 (ブラジル)
フロレス・マリア・クリスティナ	在住外国人 (フィリピン)	

【アドバイザー】

手打 明敏	筑波大学人間系教授教育基礎学専攻長
岡本 智周	筑波大学大学院人間総合科学研究科准教授
タスタンベコワ クアニシ	筑波大学人間系・教育学域助教

土浦市多文化共生推進プラン

平成 27 (2015) 年度～平成 36 (2024) 年度
平成 27 (2015) 年 3 月策定

発行／土浦市

編集／土浦市 市民生活部 市民活動課

〒300-8686 茨城県土浦市下高津一丁目 20 番 35 号

電話：029-826-1111 (代表)

<http://www.city.tsuchiura.lg.jp>

